第7日目(12月19日)

議 長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお笛木信治君より通院療養のため欠席、大和地域課長、葬儀のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議 長 本日の日程は一般質問といたします。

なお一般質問の質問時間制限は、再々質問の時間を含めて1人30分以内といたします。 1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力をお願いいたします。

順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号1番・佐藤 剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。市政に関心を持たれ傍聴に来られた皆さんには、朝早くからご苦労さまです。 1 2月定例会一般質問の一番手ということで、張り切って質問をさせていただきたいと思います。発言を許されましたので通告にしたがいまして 3 点質問をさせていただきます。

1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

まず、第1点目でありますけれども、財政状況の現状と行政・市民の「協働」についてであります。夕張市の財政破綻は小中学校の統廃合、市税、水道料の引き上げ、補助金の削減など市民生活に大きな影響が出そうでありますし、そのために夕張市を捨てる市民も続出しているというようなことであります。これは、夕張市の標準的な一般財源の規模が44億円だそうですけれども、その中で黒字を装うために一時借入金や起債残高が600億円を超えるまでになって、結局一自治体では対応ができなくなったというものであるそうであります。夕張市の事例を他山の石としまして、今、財政運営の現状と将来見通しを明確にする中で、総合計画の目指す将来のまちづくりを進める必要があるのではないかというふうに考えております。そういう観点で質問をいたしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

まず第1点目でございますけれども、17年度末の南魚沼市の標準財政規模、先ほど言ったように使途が特定されない標準的な一般財源の規模だそうですけれども、これが172億円であります。起債残高は約914億円。都市開発公社とか広域連合とか、債務負担行為を合わせれば、借金にあたる部分は合計で約1,000億円になっています。

反面、基金積立金 これは貯金に当たる部分でありますけれども それは48億円しかないという実態であります。中でも財政調整基金は、合併前の平成15年当時でありますけれども18億円近くあったものが、現在は半額であります。そして減債基金にあっては、ここに立ってちょっと資料の見間違いではないと思うのですけれども、合併前4億円近くあったものが今は900万円です。900万円というのは一般感覚からすれば大金であります

けれども、減債基金からだけ起債の償還をするものではないにしても、1,000億円の借金 を抱える自治体が借金の返済をスムーズに行うための貯金が、約900万円ということはあ まりに少ない。

熱海市は先日、財政危機宣言を行いました。奄美大島の奄美市は財政悪化のSOS宣言を行いました。財政規模が違うにしても、人口約5万人の奄美市は550億円の起債残高だそうです。当市の1,000億円という借金の額を見れば、わが南魚沼市は償還計画には無理がないのかと、借金を返していけるのかというところは一般市民の不安なところであると思います。いや、そこは心配することはないと、大丈夫なんだ、ということであれば私はそれでいいと思うのですけれども、そういう現状に対する考え方と、そして償還計画の考え方についてまずお聞きをしたいというふうに思います。

さらにもう一つ大きな問題があります。議会の中にいても担当委員会以外ではなかなか全体像がつかめない、市の100パーセント出資の土地開発公社の問題があります。これは土地開発公社が用地価格やそれを維持するための費用を含めて借り入れまして、土地を先行取得しておき、具体的な公共事業の際に市が開発公社から土地を当時の購入価格で買い上げるという仕組みです。土地の価格が右肩上がりの状態の中では多分メリットもあったことと思いますけれども、今に至っては土地は下落しております。一部持ち直しているところもあるのですけれども、おおむね下落しております。

したがいまして借り入れの利子がどんどん膨らんでいる状態であります。公共事業を見込んで取得した当時の用地費の合計が、13億4,00万円であったのに対しまして、現在利子が4億4,00万円になっていまして、もろもろ含めれば土地開発公社は18億5,000万円というふうなことで膨らんでおります。

5年以上、土地開発公社が抱えて処分できない土地を、「塩漬け」になった土地というそうですけれども、中身をみますと「塩漬け」どころか「古漬け」になっているようなものも多くあるようであります。先ほど言いましたようにこの土地開発公社は市の100パーセント出資ですから、土地開発公社で面倒がみられなければそれは市の負担になるわけです。税金で負担をしなければならないというふうなことになっていくわけですので、この隠れ負債といいますか、隠れ借金の土地開発公社の問題をどうするのかということを、2点目にお伺いしたいと思います。

これらを抱えて財政健全化5か年計画を進めているわけですが、最初の年度、18年度でさえも単年度目標の77パーセントの達成率でありました。2年目以降、積み上げをしなければ財政健全化計画というものは達成できません。これだけ達成できないとなれば、当然先ほど言いましたような不安は残るわけですので、健全化に向けた積み上げ部分を示していただきたい。

その健全化に向けて何を削減するかについては、やはり私は6月に一般質問をさせていただきましたけれども、「行政評価」「政策評価」を行い、事業を継続するのか、思い切って切り捨てるのかというのを見極めながらしなければ、財政の健全化というものは達成できない

のではないかというふうに思います。以前お聞きした部分でもありますが、6月の一般質問 以降の進捗も含めまして、その辺の作戦というか考え方を再度お聞かせいただきたいという ふうに思います。

財政問題の最後でありますけれども、昨年、希望ある将来像を掲げました総合計画を策定しました。厳しい財政にあるにしても、総合計画の実現に向けて行政運営をしていくわけです。特にこういう財政事情の中では、行政だけではなく市民との「協働」によるまちづくりがなければ、私は総合計画の目指す将来のまちづくりの実現はないというふうに考えています。

それが本来の地方自治だと思うわけですし、そのような「協働」によるまちづくりの考えがあるのかどうかということをまずお聞きをしたいと思います。もしあるとすれば、その「協働」を呼びかける、または実際に市民が「協働」してまちづくりに取り組める仕組みを作る必要があると思います。その第一歩として、市と市民が役割、責任を分担して協力をしながらまちづくりをするということを、市民全体の協働理解とする「まちづくり基本条例」こういうものを策定をしながら進めることが有効であり、必要だと私は思いますので、この辺の考えかたもお聞きをしたいというふうに思います。

2 豪雪(災害)時要援護者支援と除雪ボランティアの受け入れ体制整備を

2点目でございます。豪雪、災害時の要援護者支援と除雪ボランティアの受け入れ体制整備ということです。昨シーズンの豪雪は初雪から根雪になりまして、1月、2月と降り続いたこともあって、交通確保をはじめ各個人の雪処理については大変な思いをしたことは、まだ記憶に新しいところではありますけれども、またその冬が来ているわけであります。

昨年の豪雪の経験を生かしまして、豪雪地帯での雪、または災害に対する体制作りについてお聞きをしたいと思います。まずそのうちの1点目としまして、昨年のドカ雪ではとりわけ老人世帯、要援護世帯の対応は、民生委員や福祉課を中心とした市職員総出の対応によりまして何とか切り抜けはしました。その経験の中で要援護世帯の安全、安心のための支援体制は、今後の課題として残ったのではないかというふうに私は思います。

平成16年7月13日に新潟豪雨災害が起きまして、三条市では9人の方が亡くなりました。そのうちの6人の方は寝たきりであったり、独居の高齢者でありました。その後、中越大震災も起きまして、それらの方々の非難支援が重要であったわけであります。それらの経験から、豪雪も含めて災害時に行政だけではそれら弱者の方の支援は、十分できないことを各自治体は実感したことと思います。

そうした中で豪雪災害時における要援護者支援を地域で支援する、という動きが全国各地で見られるわけでありますけれども、市はその点どういうふうな対応を考えておられるのか お聞きをしたいというふうに思います。

また所信表明の中にも若干ありましたが、昨年は除雪ボランティアについては、地震、水 害と違って動いている状況の中で、また雪の中の対応ということで二次災害の危険性もある というようなことから、及び腰になってしまった面があります。ボランティアの受け入れ体 制を作っておくことは、豪雪に限らず災害時の対応、危機管理の面からも私は有効であって 必要であると考えますので、今冬も含めまして今後の除雪ボランティアの受け入れの考えと 体制についてお伺いいたします。

3 社会全体で子供を育む環境づくりを

ちょっと長くなりましたが3点目でございます。「社会全体で子供を育む」環境づくりを、というようなことであります。連日のように小・中・高校でのいじめや自殺報道があります。 その背景には私は、少子化、情報化の中で子供たちがゲームとか一人遊びをすることが多くなって、逆に他人と接する機会が少なくなった。したがって子供たちの心の中では、我慢するとか相手を認めるとかそういうものがだんだん失われて苦手になってきている。その結果すぐ切れるとかすぐあきらめるとか。その繋がりですぐ命を絶つということもあるのでしょうけれども、とういうように結びついているのだと私は思います。

いわば子供たちの育つ過程の中で、社会性という重要な部分がだんだん希薄になっているように感じます。このことが改善されなければ、いじめ、自殺は減らないのではないかと私は考えております。

そういう意味で放課後子どもプランが来年度からスタートするという報道がありまして期待するところが大きいわけでありますけれども、この事業をどのように運用して広めているかということをお伺いしたいと思います。

以上、壇上においての質問を終わります。答弁によりましては再質問をさせていただきた いと思います。

市 長 おはようございます。今定例議会も22名の議員の皆さん方から一般質問をいただいております。先般の議運の際にある委員から市長の答弁は細かくて長すぎる。もっと簡単にやれというお話もありましたので、極力簡単にいたしますが、問題によってはやはりきちんとご説明申し上げなければならないところもあります。私の時間が議員の皆さんの時間に及ぶことはございませんので、もし長くなってもその時はひとつ我慢をしてお聞きいただきたいと思っております。

1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

佐藤議員にお答えいたします。財政状況でございます。今ほど議員ご指摘のように17年度決算ベースでは、その数字はだいたい似かよったといいますか、細かく言えば別ですけれどもそういう数字であります。実質公債費比率が23.4という数字。5が精査をいたしましたら23.4になったということであります。そういうことが9月30日の新潟日報紙上でも公表されたところであります。

私どももこの数字を極力早く18パーセント以下に下げたいということの中で、議員の皆さん方にもご配付いたしましたように適正化計画を策定して、県にも提出をし、県からも一応了解をいただいてその計画に沿って、今後は健全ラインの18パーセントに近づけるべく、あるいはそれ以下にすべく努力をしていくということであります。

この計画に沿いますと21年、22年以降、非常に厳しい。起債を起こす額も極端に言い

ますと約半分ぐらいの計画になっているわけであります。21年にはちょっと事業が集中しておりますので、30数億円の起債計画を立てるところでありますけれども。それ以降は16億円前後で27年ぐらいまで推移をしていくという計画を立てて、この計画に沿って建設事業等で先送りが可能な事業は、当然先送りをしなければならないわけであります。起債発行額は今ほど申し上げましたように極力抑制をしていくと。

しかしながらやらなければならないことはやらなければならないわけでありまして、やむなく起債発行、この際は、以前から申し上げておりますように公債費比率に影響の少ない、 合併特例債これらの優良債を優先的に活用をしていきたいということであります。

非常に厳しい状況でありますけれども、夕張市に代表されるようなそういう財政破綻を起こさないように、やはり私も一層気を引き締めてこの財政運営、そして健全化計画や適正化計画に沿った財政運営に努めていきたいと。

無理があるかどうかということにつきましては、やはり一般的な目でみますと数字的には 非常に厳しいわけでありますので、無理と言われれば無理。ただ、無理だからやれないとい うことではありませんで、これをやっていかなければならないわけであります。

この実質公債費比率が一挙に上昇した理由は、以前にも申し上げました。水道、下水道、 広域連合これらの起債残高の部分が非常に大きいわけであります。ある意味では一つの先行 投資でもありましたので、これをきちんと引き継ぎながらやっていかなければならないわけ であります。今後はこの比率を健全化計画、適正化計画に則った部分できちんとやっていこ うということ意外は、今申し上げる部分はありませんけれども。その健全化の積み残しの部 分でありますが、初年度、一応13億8,000万円の削減という計画でありまして、今年度 分では今のところ予算では10億6,000万円の達成でありますので、先ほど触れていただ きましたように76.9パーセントの一応達成率であります。積み残しが3億1,800万円。 これは19年度の方にやはり積み残して、ここの中で19年度に一気にこれができるか、2 0年まで分割するか、これからの予算編成の状況でありますけれども。

これはきちんと達成をしていかなければ、財政健全化計画が達成できないということになります。今、19年度の予算編成が始まったところでありますけれども、それぞれやはり厳しい状況ではありますが、とにかく数字をきちんと残して19年度予算の中ではまた皆さん方から、そう異論のないような方向に努めていきたいというふうに考えております。

2番目の土地開発公社の問題であります。これもおっしゃったとおりでありまして、今、 土地開発公社で12団地保有しているわけであります。この中には大崎小学校の改築用地、 あるいは大和のインター用地。こういう利用目的が明確なものもあるわけでありますが、他 は割合と長期にわたって利用目的 目的はあったわけなのですけれどもその目的にそぐわ ないといいますか、実現しなかった土地が相当あるわけであります。

旧六日町時代からそうでありましたけれども、いわゆる利用目的がはっきりしていない部分の土地については、売却の公募に取り組んでいるところであります。なかなかこういう経済情勢でありますので土地取引は活発化はいたしませんけれども、五日町の定高跡地が一応

売却できたということであります。田中町の公共用地も一部が売却をされ、それぞれその分の借入金の償還を行ったというところであります。

企業誘致等も含めて今後これらの解消に努めなければならないわけでありますけれども、 企業誘致の用地にはやはり帯に短したすきに 長い方ではないですよね、ほとんど帯に短 しであります。そういう部分で企業誘致的な部分で見込めるというのは、そう先が明るいわ けではありませんけれども、売却あるいは他の利用ですね。そういう部分に積極的に取り組 んでいかなければならない。残高はおっしゃっていただいたとおり18億円を越える残高が あるわけでありますので、一日も早くこの解消に努めていきたいということであります。

3番目の財政健全化5か年計画2年目以降。この「行政評価」「政策評価」を行ってということであります。本年度はこれも皆さん方ご承知だと思いますけれども、総合計画のコンサルタントでありますNPOぐんまの紹介によりまして、ベンチマーク方式の政策評価に取り組んでまいりました。対象項目がそう多くなかったこと、そして合併したばかりでデータの蓄積が非常に少なかったこと。ということで十分満足のいくものではありませんでしたけれども、一定の評価ができたと。

この評価の中では、この部分では相当高い評価が出ているわけであります。男女協働参画がちょっと低い評価が出ておりましたけれども、ほかは押しなべて総合的にはいい評価が出ているわけであります。今、多くの都市で業績測定としての事務事業評価をやっておりますが、有効性が非常に 数字的な部分が出るということでは有効でありましょうけれども、実質的に本当にそうなのかというこういう不信、不満これらもあります。

それから職員に非常に過大な作業負担・運用コストをかけますのでこの問題。それから職員のモチベーションといいますか気力の低下、これらもやってきた先輩といいますか先進地では、そういう事例が非常に出ているということでありまして、こういうことが懸念をされているというふうに今、伺っております。

健全化計画の着実な実行のうえからも、事業の見直しは当然必要でありますが、事務事業 方式の評価の方式もいろいろある中で、また来年度19年度はベンチマーク式の評価方法に 加えて、プラン・ドゥ・チェック・アクションというPDCA横文字ですみませんが、こう いう部分に基づいて行政効率を上げることができるような行政評価も含めて検討、研究した い。そして機構も、今も行政評価係というのを置いているわけですけれども、これを若干強 化いたしましてきちんとした評価を下していかなければならないと思っております。

4番目の市民との協働によるまちづくり。まちづくり基本条例の件であります。今ほど触れましたように「財政健全化計画」あるいは「総合計画」「行財政改革大綱」これらの推進そして実現には、市民の皆さん方からのご理解とご協力がかかせないわけであります。今後はまた積極的に市民の皆さん方からも参画していただいて、行政と市民の協働体制が確立していけるように努力をしていかなければならないと思っております。

「まちづくり基本条例」「自治基本条例」これらのことであります。全国各地で「自治基本 条例」とか「都市景観条例」あるいは「まちづくり条例」これらの制定が勧めておりますし、 またその検討を進めているという自治体も多数あるわけでありますけれども、考え方でありまして、その条例そのものというのは起き得ることを想定をしてそして定める。こうしてはならないとか、ああしてはならないとかそういう部分であります。こういうことですのでやはりどうしても強制力、あるいは罰則、こういうことを制度的に担保するわけであります。 法律から始まりまして。

その点で私どもの考え方としますと、来年春、制定いたします、今パブリックコメントも求めておりますけれども「市民憲章」。これは市民生活の一応最高規範というふうに位置づけておりますので、財政状況が逼迫して非常に行政ニーズ その反面は行政ニーズも多様化してきているわけでありますけれども この部分に対応するためにも「市民憲章」を積極的に推進活動に移して実行する。このことが市民の皆さんに自助・自立の気構えも喚起させていただくものだと。そして協働のまちづくりにおいて果たすべき役割、これらも一応ある意味ではわかっていただけるのではないかというふうに考えております。

したがいまして今ご提案をいただきました条例による部分。「まちづくり基本条例」という ふうに具体的にご質問いただきましたけれども、この制定につきましては現段階では考えて いないというところであります。

「市民憲章」は先般の広報にも一応素案として載せておりますので、皆さん方ご覧をいただいたと思いますけれども。前段は抜きましてこの3つに大きく分かれております。1つは私たち南魚沼市民は全部3行ともここで始まりますけれども人間を大切に、自然を大切に、ものづくりを大切に。その前段、そして補足説明として人間とは、自然とは、ものづくりとはという部分の一応定義をここに書き入れて、市民の皆さん方からそれぞれまたコメントをいただきたいという。それでいただいたものをきちんと咀しゃくしながら、今度は成案に向けてやっていこうということであります。

ここでせっかく市民憲章ができるわけでありますので、先ほど触れましたようにこのことをもって、市民の皆さんと協働の部分に入っていきたいという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

2 豪雪(災害)時要援護者支援と除雪ボランティアの受け入れ体制整備を

ボランティア関係のご質問であります。今年の豪雪そして中越大震災、こういう大きな災害を経験いたしましたので、ある意味では貴重な経験だと思います。それによって得られた教訓といたしまして、災害時の要援護者の支援には、やはり行政それから民生委員、福祉・医療サービス事業者これらとの連携に加えて、もう1つより身近な単位での地域コミュニティ、あるいは市民ボランティアの支援が不可欠だということを痛感いたしました。

これらを踏まえまして今後の地域支援体制に対する市及び社会福祉協議会の取り組みは、1つは行政区、建設業者との連携強化であります。2つ目といたしまして地域コミュニティ活性化事業の実施。これは支え合いや見守り合い、こういう体制の確保。そしてボランティアセンターの設置と活動を充実させていただくということ。それから要援護者情報の共有化であります。個人情報保護条例という非常にやっかいな法律あるいは条令もできております

けれども、これらに抵触しない中での共有化。あるいは若干抵触をいたしましても、守るべきものは守らなければならないという判断を下さなければならない部分もあるかと思います。 これをきちんとこれからやっていかなければならない。

そして除雪ボランティアの受け入れ体制。これはもう必要であります。今年の冬はおっしゃっていただいたように、全く雪を経験したことのない皆さん方からのボランティア、支援という部分がございました。けれども、二次災害のおそれ、あるいはこういうふうに申し上げると大変失礼ですけれども、かえって足手まといになりはしないかという部分も含めて、今回は県外といいますか、除雪経験のない皆さん方からのボランティアについてはお断りを申し上げてきたところであります。

そこでこの冬の除雪ボランティアの受け入れ体制であります。現在、市の社会福祉協議会だより12月1日号、あるいは市報ですね1月1日、これによる市民への募集を今始めております。それから市のホームページによる募集。それから前年度ボランティア登録者への協力依頼。市職員、高校・専門学校これらへの働きかけ。それから老人クラブへの働きかけ。そして県に除雪ボランティアスコップ2007が設置をされておりまして、ここの受け入れの申し込み。これは市外からのボランティアの活用を図るということであります。そして民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体で組織する「除雪ボランティア派遣対象者選考委員会」を12月7日に設置をしておりまして、ボランティアの募集とその中の選考を進めているところであります。

今度は今年の冬、これらを十分活用させていただいてこの活動を検証して、豪雪以外の災害に対する体制も検討しなければならない。そして11月12日にはご承知だと思いますけれども、市にボランティア連絡協議会、今まで旧大和、六日町、塩沢とそれぞれ分かれていたわけでありますけれども統一をさせていただいて、この市のボランティア協議会も設立をされたということであります。この皆さん方との連携強化を図っていきたいというところであります。

3 社会全体で子供を育む環境づくりを

3番の社会全体で子供を育む環境づくり。これについては教育長に答弁をさせますのでよろしくお願いをいたします。

教育長 3 社会全体で子供を育む環境づくりを

それでは3点目の「放課後子どもプラン」につきまして答弁を申し上げます。ご指摘にありましたように、今の もうこれは今に始まったことではないのかもしれませんが、社会性の希薄化というふうなことが、いろいろな大きな問題の根底にあるのだろうというふうに私も考えております。したがいましてご指摘にありましたような「放課後子どもプラン」に対する期待というものも、私なりに大きなものがございます。

この事業の概要と、それから私どもがこれからどのように取り組もうとしているかについてご説明を申し上げたいと思います。19年度からスタートしますこの「放課後子どもプラン」につきましては、従来の厚生労働省所管の「学童保育」と文部科学省がやっておりまし

た「子ども自然教室」を連携・協力させながらやっていこうというものであります。文科省では19年度から全国の小学校で取り組めるようにというふうな考えのようでございます。

なかなか概要が、といいますかどんなことをやるかということがはっきり見えてきたのがちょっと遅れましたものですから、私どもの管内では11月の校長会で、社会教育課の方からこの事業の取り組みについての説明がありまして、19年度には3校が新たに始めると、合計5校でやるというところになったところであります。ここでは広く地域内における放課後の子どもたちの安全な居場所を作る。そして体験学習等の経験をさせる。あるいは仲間との共同の作業の経験をさせる。というふうなことを目的としております。

当市におきましては、まずこの子ども自然教室でありますが、赤石小学校が平成17年からやりました。この17年度では赤石小学校で35人の子供たちが参加をいたしました。18年度は44人に増えたということであります。

それから18年度には中之島小学校でも始めまして、こちらでは70人の子供たちが参加をしてきたという状況であります。それぞれの学校の児童数から見ますと相当大きな割合で参加があったなと、こんなふうに思っているところであります。

19年度におきましては、この2校に加えまして、薮神小学校、五十沢小学校、栃窪小学校の3校が新たに取り組もうということになっております。

この自然教室につきましては、文科省の委託で受けたNPOが、カリキュラムですとか運営というふうなことをやってきたわけでありますが、これからもこういう方々を中心にしながら、そして地域の皆さんから指導員として参加をいただきながら、各学校、対象校、実施校を拡大すること。それからもう一つはそれぞれの実施校における実施日数を充実させていく、というふうなことに努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

佐藤 剛君 では若干、再質問をさせていただきます。

1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

起債の償還計画に関連した再質問であります。今、実質公債費比率を中心にしましてお話がありました。そしてまた起債発行を抑えながらやっていくというようなお話もありました。 起債の償還額は決まっていますから、ここしばらく全会計で年間合計90億円の償還が間違いなく読めると思いますし、その部分はきちんと計算をして実現可能な計画となって償還というふうになっているのでしょうけれども、だからこそ起債が認められているわけであります。しかし入る読み、そしてまた償還以外の出る読みを間違えると、この年間90億円の起債償還というのは大変大きな財政負担になって圧し掛かってくるのだというふうに、私は思います。

そういう意味で先ほどちょっと市長の方も触れましたけれども、公債費負担適正化計画にあります起債の新規発行が18年度から急激に減っているわけです。先ほどお話がありましたように投資的事業の経費を抑えるという予定で減っているのでありましょうから、そうであればそのようなことできちんとした見通しというようなことになるのでしょうけれども。私は総合計画の3カ年計画、実施計画を見てちょっとこう考えただけでも、少し過小な見積

りではないかというような感じがします。

こう考えただけでも、例えば庁舎の改築の問題もありますし、この3年間、斎場建設、消防庁舎。大和インターがらみでまたインターの作り変えといいますか手直しの部分、大型が通れるような部分があります。スラグヤードの問題もありますし、基幹病院がらみ、まあ基幹病院は県ですけれどもそれに伴った市立病院の修繕といいますか改修の問題も出てくるわけです。そこら辺を考えると投資的事業の経費を抑えていくのだと言いながらも、やはりちょっと過小なところもあるのではないのかなというふうに思います。

だけれどもそれも含めて考えているのだ、というのであれば非常にいいわけなのですけれども、私はそうだからといって起債を増やせと言っているわけではないのです。そうではないのですけれども、過小の見積もりとなれば結局また起債に頼らざるを得ないと。となれば結果としてまた起債残高が減らないというようなことになりはしないか、というようなことを思うわけであります。

またそれどころか、地方分権改革推進法は、どうも地方自治体には厳しい内容のようです。 新型交付税の導入で地方交付税は、今後減ることはあっても伸びはしないというふうに考え なければならない。合わせて激変緩和期間はあるにしても、地方債の元利償還金に対する交 付税措置がなくなって、自主財源で償還するという方向にあるわけです。

それと加えまして先ほどの土地開発公社の問題であります。現状は金融機関から借り入れて土地を購入して、土地が動かないために、返済期限がきたら他の金融機関から利息を上乗せして借りて返済をすると。この繰り返しになっていまして、まさに自転車操業的な運営になっているわけです。

総文委員会に出されました資料によれば、現在合併振興基金からの借り入れということになっているようです。このやり方がいいのかどうなのかわかりませんし、基金を遊ばせておくよりもいいということになるかもしれませんけれども、この基金にしても起債で設置しているのでしょうから、厳密に言えばすでにもう市の負担は現実のものとなっているわけです。

最近では夕張市が出ていますけれども、最近財政負担になったもので福岡県でしたか赤池町ですか、そこはもともと財政が悪化に加えまして土地開発公社の21億円、そしてまた町の病院の累積赤字5億円を普通会計が持ったと。そのために財政破綻というようなことになったわけです。財政規模が違いすぎるじゃないかと言うかもしれませんけれども、当市の病院も6億円の赤字を抱えているわけですから、同じような危険性があるわけであります。

当市の病院問題につきましては、市の繰入基準と交付税算定額の違いやらで考え方によってはむしろまだ黒字なのだよと、こういう考え方もできますので、今回病院の関係については追及いたしませんが、どちらにしろ市全体でみれば同じことであります。病院の現状の中では、一時借入金の連続継続というようなことを繰り返しながら、まさに自転車操業で行われているわけです。

ということを私は心配しているわけでありまして、そこまで見て内外の財政事情を考えて、 借金返済は大丈夫ですと。そしてまた償還計画は狂っていません、狂いません。というふう なことが言えるのかどうか。流行の言葉で言いかえれば、持続可能な償還計画なのですか、 というようなことがちょっとやはりどうしても気がかりであります。

したがってそういう面では、土地開発公社の問題はなんとかしなくてはならないと思います。市長の答弁の中では、少しずつ整理が付いているというようなところもあるわけですけれども、一日も早く解消に向けてやっていきたいというようなことでありました。

実はこの問題は、平成16年3月の議会で先輩議員が一般質問しておりまして、その時点で処分計画を立てながらやっていくのだ、というようなことでありました。どうもその後、もうすぐ2年経つわけですけれども、なかなか動きがないようでありまして、そういう処分計画というような動きがないようであります。

私は長期的な計画を持ってそして努力はしたと。だけれどもやはりなお計算どおりにはいかなかったとなれば、市民の理解も得られないばかりではないと思いますが、そういう処分計画も立てない何もしなかった、そしてまたどうにもなりませんと、最終的にはどうにもなりません。20億円市で負担をします、税金を使わせてもらいます、ではやはり市民は納得しないと思います。

処分計画を2年前立ててというような言葉が塩漬けにならないように、ぜひ、早急に健全化に向けた処分計画を立てていただきたいと思いますし、なかなか今までそう上手くいかなかったわけですから、簡単にはいかないと思います。きちんとした検討組織を作って処分計画を立てて、その結果を公表すべきだと思いますので、この点もう一度お願いをいたします。

答弁の中を総合いたしますと、いろいろこういう財政事情でありますので、財政健全化計画を進めながら健全化を図るというのでしょうし、それに向けてある程度行政評価もしているというような答弁がありました。

先ほど言いました行政評価でありますけれども、多分市長が言われている行政評価というのはこのことだと思うのですが、04年度数値分析カルテというのが多分こう出ています。これも行政評価ではありますけれども、これは全国で参加した32の市の比較でしかない。評価も例えば子育て支援の評価を見てみれば、全般的評価と課題というふうなことでありまして、私立保育園児童受け入れ率と延長保育園利用率の高さを考えると、保育の実施、コスト両面で、ベスト・プラクティス都市に属すると見られる、というようなことが書いてありましてちょっとよくわからない。これでは南魚沼市においてどの事業を思い切ってきるべきなのか、どの事業を継続する必要があるのかという判断には、残念ながらこういう行政評価では私はならないと思います。

財政健全化を進める中で今必要なのは、今行っている事業の取捨選択をしなければならないという、そういう時期であります。そういう取捨選択ができると、そういう行政評価でなければ、ほとんど私は意味がないというふうに思います。先ほどもありました、行政評価にばかり時間を費やしていられないのだというような話もありましたけれども、行政が本気でやれば、事業見直しをやろうとなればやり方はいろいろあると思います。実際、新発田市もそういうやり方で行政評価をやっているわけですので、私はできないことではないと思いま

す。

先ほども話がありましたけれども、昨年総合計画がスタートしました。この部分がきちんとされなければ、財政健全化計画を進めながら総合計画の目指す将来のまちづくりはとても私は実現できないと思いますし、整合性が取れないと思います。行政評価につきましては、後ほどまた詳細の部分で一般質問がありますのでそちらの方に譲ることにしまして、評価につきましては、今行っている事業の取捨選択、検討材料となるような行政評価をする考えがあるのかどうかだけ、ちょっとまたお伺いをしたいというふうに思います。

協働のまちづくりを進める考えはあるようであります。が、だけれども手法といいますかがちょっと違うところがあります。私は考え方があったら、次には行政が市民に協働を呼びかけやすい仕組み、市民が参加しやすい仕組みを作らないと、まちづくりというのは進まないというふうに思います。総合計画では、すべてに及んだいい計画なのですけれども、具体的には市は何をするのか、市民は何をしたらいいのかというのが明確でありませんで、それをもって協働ということはなかなかつながらない。もう一つその先が必要だと私は思うのです。

総合計画の基本計画をちょっとのぞいてみますと、その中で循環型社会の創造というのがありますが、これを聞いただけではちょっとわからない。中を見てみますと施策としてごみ減量化とリサイクルの推進とあります。その先をみますと具体的な事業として同じ文言で、ごみ減量化とリサイクルの推進とあります。ごみ、リサイクル問題、環境問題を何とかしようということなのでしょうけれども、市民にはこれでは一緒にやろうといっても何をどうしたらいいかがわからない。動きようがない。協働なんてとても考えられないですよ、こういうところでは。

それを同じような例にとって言えば、東海地方のある市では、まちづくり基本条例というのを制定しています。それを根拠にまちづくり市民会議というものを組織しまして、まちづくりの指標を市民と一緒に作ります。市民が協働によるまちづくりに加わる仕組みですね、仕組みを作って実践に結び付けているというわけであります。

例えば先ほどのごみの問題を例にとれば、同じようなことを課題としています。ごみの減量化、リサイクルが進んでいるか、進めようと。そういう生活課題の改善のためにその市では、一つには市民一人当たりのごみの排出量を減らしていこうと。一つには市民一人当たりのごみの資源率を上げようと。いろいろあるのですけれども、また一つにはごみのリサイクル率を高めようというような表現になっていまして、これだけでも何をすればいいのかというのがわかりやすいわけです。

さらに例えば、今ほど言いました市民一人当たりのごみの排出量を減らそう取り組みの中では、現状は一人当たり一日656グラムごみを排出しますよと。それを5年後には600グラムにしましょうと、10年後には500グラムにしましょう、というような目標の指標を立てましてわかりやすくしている。さらにそれを達成するに、役割分担をしてみんなで頑張りましょう、ということになっているわけであります。

その目標を達成するには、市民はそのごみの減量化について17パーセント役割がありますよ。市は13パーセントありますよ。それで県は何パーセント、国は何パーセント、市民団体は何パーセント、町内会は何パーセントというような役割の分担値まで決めながらこの問題をやっていきましょう。というふうなやり方で協働を行って努力しているわけですよ。

こうなれば自分たちはどういうことをすればいいかというのが見えてきますし、市民も市 も、他の部分がもたもたしていればチェックもできるわけです。そこまでやって協働による まちづくりは進むのだと私は思いますし、こうなれば何を協働でやるかでなくて、すべてそ れぞれ役割分担を持って協働するようになると思います。

そういう意味で協働によるまちづくりを進めるために、市民の持つ経験、知識、想像力を 十分に生かして、市民と市がそれぞれの役割を果たす、責任を果たす、分担するというふう なことで協力してまちづくりを進めるという基本理念を、共通認識、共通理解としたまちづ くり基本条例。これにこだわっているわけではないですけれども、こういうのが前提にぜひ 私は必要だと思うわけでありまして、その点もうちょっとお願いをしたいと思います。

2 豪雪(災害)時要援護者支援と除雪ボランティアの受け入れ体制整備を

時間が非常に少なくなってきましたので、災害の援護者の支援について、考え方についてであります。このことについては内閣府から災害要援護者の避難支援ガイドラインというのが示されています。新潟豪雨災害とか中越災害、2年続きの豪雪を経験しましたので、将来的にはこのガイドラインに則って避難支援プランを作らなければならないと思いますけれども、私は当面、すぐにその災害時、豪雪時に対応できるために、この名簿の作成というのが必要なのではないかというようなことを考えます。情報の共有の前に、名簿の作成という考え方はあるのかどうかというようなことをお話を聞きたいというふうに思います。

3 社会全体で子供を育む環境づくりを

今後の子どもプランにつきましては、時間が厳しくなりましたので、これも後ほどまた質問もありますので要点のみ再質問させていただきましたり・・・といいますか意見になるかもしれませんけれども。これは毎日の運営や、プログラムの作成は大変だと思いますけれども、この事業に期待している私としましては、今ほど答弁がありましたように、単に放課後、週末の子どもの居場所作りにとどまらないで、地域のいろんな方との触れ合いやそういう機会の中で、経験や遊びを通して子どもたちが社会性を身に付ける、生きる力をつける事業として運営をしていただき、そしてまた広めていただきたいというふうに考えております。そのような考えも示されましたので、この辺は意見として留めたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、聞きたいところもあったわけなのですけれども、以 上再質問をさせていただきました。

市 長 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

1番目の財政問題であります。先ほどちょっと私も具体的には触れませんでしたが起債の 発行計画でありますけれども、18年度が17億円、来年度が16億6,000万円、20年 度が20億円、21年度が約32億5,000万円。その後が16億円、13億円でずっと推移していきたいという計画であります。

ここで21年度に32億円という数字が出ておりますけれども、これが今ほど議員おっしゃっていただきました斎場 インターは19、20の予定でありますけれども それから消防もこの時点では一応入っているわけであります。それからストックヤードといいますか旧施設の解体も含めた部分ですね、これら。それから病院、これは基幹病院そのものについて市がそのものに負担をしなければならないという構図にはならないと思う。ただ、大和病院がどうなるのか、あるいは六日町病院をどうするのかということについては、若干の費用負担的な部分が出るのかもわかりませんが、極力それは避けるように県とも折衝をしていかなければならないと思っております。

そこで庁舎の問題があります。庁舎はいろいろまた後でご質問が出ますけれども、庁舎を増築すべしという考え方では全くやっておりません。今、保健センターあるいはJAさんの今のあそこの建物ですね、これを借りたりしながらそこらも含めて利用をさせていただいて、極力増築面積は抑えようとそういうつもりであります。ですからこれについてそう過大な・・一時的にここに入る人数で、今いる人数からこれだけ増える、それについて一人何平米でという計算を単純にした時には、11億円ぐらいかかるだろうという単純計算をしたわけであります。これについてはもう相当圧縮をしていくつもりでありますし、そこまでかけるつもりは全くないということであります。

もう一つは消防でありますけれども、これは今、国の方から指示といいますか方針が出ておりまして、広域化をやるということです。県が19年度に新潟県内の消防の広域計画を策定するわけであります。そこで、では私どもの地域がどこの地域と一緒になってそして庁舎問題とかそういうものをどうするのかという、ここまできちんと踏み込まないと。今、あそこにある庁舎が耐震も含めまして建てかえるにはどのくらいかかるという部分は算定はしておりますけれども、これについてはちょっと流動的であります。

そういうこともありますし、21年度の大幅に膨らんでいる部分は、ある意味ではそういう部分を全部想定してやっているところでありますので、この額がある程度圧縮はされていくのだろうと思っておりますけれども、その後は非常に厳しいわけであります。ただ、この厳しいことをきちんとやっていかないと27年度ですか、27年度に18パーセントを割り込む実質公債費比率には近づけないわけでありますので。出る方あるいは出入り、これらをきちんと調整していかなければならない。そういう強い決意でやらせていただきます。

新型交付税につきましては、今の試算ではほぼわが市については、増減では若干の増が見込めるという程度で今までとほとんど変更がないという、そういう試算は出ております。

そんなことで持続可能かどうかと言われれば、持続可能にしていかなければならないわけであります。持続可能にしていくというふうに。可能かどうかと問われれば可能だと思いますけれども、わかりませんが可能にしていかなければならないわけです。それが私の使命でありますのでそういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

土地開発公社の処分計画は一応全部1回出しまして、この土地は処分しますと。それで毎年公募しているわけです。先ほど触れましたように五日町の定時制跡地、あるいは田中町の一部、そして三用団地も3区画だったか。あと3区画残っている。そういうことは全部広報の中に入れているわけでありまして、報告はしますけれども一応あの計画に則って、毎年毎年は変えません。ただその中で売却された部分については除外していくということでありますから。そういうことでやっていますので、きちんとした処分計画に基づいてはやっております。

ただ、今年にこれだけ売りたいといっても、売れなければどうしようもないわけでありますから、そういう計画はなかなか。予算編成時には一応この程度の土地を売る見込みで予算は計上いたしますけれども、結果的に売れなかったという部分も出てくるわけであります。この計画はきちんと持ってやっておりますので、行き当たりばったりではないということを一つご理解いただきたいと思います。結果の公表はきちんとさせていただきます。

あとは合併振興基金からの借り入れ。これは合併振興基金をより有利に活用させていただくという部分と、土地開発公社の方の金利負担も極力少なくしていこうという部分でありますので、特別問題があるとは思いません。ただ、自転車操業であることに間違いはございません。これはご指摘のとおりであります。

行政評価の件でありますけれども、事業の見極めはきちんとやっていきます。当然やりますし、今、今年度もう立ち上がったと思いますが、委員の皆さんも決まったと思いますけれども、市政モニターも公募をさせていただいて確か決まったと思うのですけれど、そういう皆さん方からもご協力をいただきながら、事業の評価はきちんとやっていきます。

そして先ほど触れましたベンチマーク方式ですけれども、おっしゃったとおりであります。 ただ、極力大勢の都市がここに参加してもらえばいいわけですけれども、非常に少ない都市であります。しかしながら類似的な団体の中とかとういう比較はできますし、やはりその評価が上がるように近づけていくためにはどうするのだということは、これをきちんと活用させていただきます。満足をしているとは思いません。満足をしているとは思いませんが、おっしゃっていただいたような事務事業評価をきちんとやっていくというには、非常に手間も時間もかかりますので、その部分は徐々に徐々に内部的にもやっていきますし、今ほど触れました行政モニターやそういう皆さん方の力も、また借りながらやっていかなければならないと思っております。

事業の見極めは私どもの方でも今もう始めました。例えば大崎の林道とかこういう部分について具体的に検証をして、事業をもう打ち切るべきか、あるいは縮小すべきか。これらも含めて具体的な部分について検証を始めております。

まちづくり条例でありますけれども、おしゃっていただいた先進地は、非常に細かに定義をさせながらやっているそうでありますが。私は前々からちょっと触れておりますが、来年度から旧町単位に1カ所ずついわゆるコミュニティ事業といいますか、そういう組織をまず作っていただこうと。そのモデル地区を1カ所ずつ選定させていただいて、そこの中で地域

の皆さんと行政とがどういう役割分担ができる、どういう仕事がでは地域の皆さん、市民の皆さんからやっていただけるか。どういうことをやった方がいいのか。こういうことをきちんと検証しながらやっていかないと、今、単にそのさっきおっしゃっていただいたようにごみの減量化で17パーセントは市民の役割だ、13パーセントはいわゆる行政の役割だとかという、そういう部分は私たちの市にすぐあてはまるものではありませんので。そういう実態をきちんと把握しないうちから、まちづくり条例という部分を作って、ある程度定義をはめてしまうというやり方には、私はあまり納得をし難い。ちょっと話は飛びますけれどもシートベルトですね、しなければ罰金だとかという、そういう縛り方というのは、あまりどうも関心はしないというのが私の考え方であります。

そんなことで、今ほど触れましたように最高規範は「市民憲章」であります。これらをきちんと活用しながら地域コミュニティの中でどういうふうに協働作業ができるか。協働が、いわゆる分担ができるか。これを検証しながら徐々に進めていくということです。とてもとても一概に条例を作ってばんと定めるというかたちには、まだなり得ないということを一つご理解をいただきたいと思います。

2 豪雪(災害)時要援護者支援と除雪ボランティアの受け入れ体制整備を

このボランティア関係の中でこの名簿作成というのは何の名簿、要援護世帯の名簿という ことでしょうか。関係機関、これは消防や民生委員の提供の同意を得ながら、集約を今して いる状態であります。要援護世帯の名簿は作成中ということで一つご理解いただきたいと思 います。以上であります。

佐藤 剛君 1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

時間がちょっとありますので、「協働」の関係の、協働によるまちづくりの関係だけちょっとお話をして終わりたいと思います。市長は「市民憲章」を最上段に掲げながらというようなことでおっしゃいましたけれども、やはり市民は自分が協働するには、何か大義名分といいますか、拠り所が必要だと思うのです。そのためには市民憲章なのでしょうけれども、市長、もしかして勘違いされているのかもしれませんが、まちづくり基本条例というのは、そういうふうに懲罰とかいろいろ強制力というのではなくて、内容的には市民の経験、知識、想像力を十分生かして、市と市民がそれぞれの役割と責任を分担しながらまちづくりを進めましょう、というのがまちづくり基本条例の骨子であります。そういう大義名分というか拠り所がないと、なかなか行政も具体的には動けないし、市民も協働によるまちづくりへの参画というのは、なかなか市民憲章だけではできないというふうに思います。

市民憲章を中心に、というのは結構でありますけれども、それだけではなくてそういう市 民が協働のまちづくりに参画しやすいような、こういう手法も念頭に置きながらよりよい市 制を展開していただきたいというふうに思います。

市長が所信表明の中に書いてありますように、市民一人ひとりが市政の主役というようなことを基本にするならば、今「協働」がキーポイントですので、今、私が言いましたようなところも念頭に置きながら市政運営を要望しまして、質問を終わりたいと思います。以上で

す。

市 長 1 財政状況の現状と行政・市民との「協働」

おっしゃることは当然でありますので、そういうことを念頭に置きながら、先ほど触れましたモデル地域の中でそれを実践をしながら、徐々に広げていくという考え方を取らせていただきたいというふうに考えております。

議 長 質問順位2番、議席番号11番・関 昭夫君。

関 昭夫君 傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまでございます。発言を許されましたので 通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。

中心市街地の活性化に向けて

今回は中心市街地の活性化についてということでお伺いをしたいというふうに思っております。できるだけ簡単に前置きをさせていただきます。南魚沼市でも第1次総合計画に中心市街の活性化が謳われております。中心市街地活性化基本計画の策定を検討する云々、そのほか具体的に多少の部分が書かれておりますが、実際には具体的なことは何もいまだ検討されていないのではないかというふうに思っております。

今までにも旧3町時代、中心市街地の活性化に向けてのいろいろな議論があったことと思います。総合計画、マスタープランでの街づくりの方向性を示しながら事業に取り組んできたということだろうと思いますが、残念ながら商店街については賑わいを取り戻すようなことには至らなかったというふうに思っております。

このような中、今現在、塩沢地区それから浦佐地区では、商店街を中心にした街づくりに ついて新たな活動が始まっているという話を聞きました。これには塩沢市街地の牧之通りの 整備、これが一つの刺激になっているのではないかというふうにも思っております。

しかし牧之通りについても活性化という大きな課題があります。道路や街並みが新しくなったからといって活性化ができたというわけではありません。肝心なことは整備が終わってからの人の流れだというふうに思っております。いかに人を呼び込み、地域経済に波及させるか。費用対効果の検証と成果が求められると思っておりますし、この成果が南魚沼市の新たに始まった街づくり、そういう一生懸命頑張っている事業の採択に影響するのではないか、という心配もしております。

中心市街地での街づくりでは、特に人が集まる街、賑わいのある街、これが大きな課題であり、そのためにどのような活動が必要なのか考えることが重要ではないかというふうに思っております。

さて南魚沼市の中心部に位置する六日町の中心市街地ですが、郊外の大型店の活況とは裏はらに人通りは少なく、地盤沈下が一段と進んでいるように見えます。全く賑わいを感じないというふうに思っている人は、私ばかりではないというふうに思います。

最近、六日町の市街地は塩沢地域に向けて移動をしている、あるいは塩沢地域が一段と六日町市街地に近づいてきているというのでしょうか。明らかに繋がったというような印象すらあります。以前から傾向はあったのですが、最近の国道17号線沿いでの大型店の出店ラ

ッシュ。合わせてその周辺では住宅の建設が加速をされつつあります。人の流れもそちらに 向き始めている。あるいは少なくとも塩沢方面から今まで六日町に動いていた流れが断ち切 られつつあるというふうに思います。

今後17号線の六日町バイパスが供用開始され、合わせて291号線東泉田地内が改良をされ、17号線とのアクセスが整備をされるようになれば、一段と六日町の中心市街地は、 人通りが少なくなるのではないかという懸念をしております。交通アクセスが良くなる、逆 に迂回して通過する人の流れが定着してしまうということではないかというふうに思います。

市役所が本庁舎方式になり、ここに残るということにほぼ決定をされておりますが、それだけでは賑わいは取り戻せないというふうに思います。南魚沼市の中心としてどのような市街地形成をするのか。当然示す必要があると思いますし、そして住民に議論をしてもらう必要があるというふうに思います。

私が例示するまでもなく、市長は十分に実態を把握されていることと思いますが、街づくりについて、1つ目として旧3町の中心市街地の位置づけと南魚沼市の街づくりの方向性について。2番目にこの方向性と対比した場合のそれぞれの市街地の課題について。3番目としまして課題克服に向けての具体的な施策展開について。4番目といたしまして街づくりの活動の進め方と活性化に向けての方策について。市長の考えをお伺いしたいというふうに思います。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

市 長 中心市街地の活性化に向けて

関議員の質問にお答えいたしますが、ちょっと課題等も具体的にご質問されておりますので、若干長くなるかもわかりませんけれども、それぞれの部分について具体的に申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

新しい南魚沼市の街づくりの方向は、「自然・人・産業の和で築く安心のまち」ということが一番のキーポイントであります。これを先ほど佐藤議員からも触れていただきましたように、行政と市民の協働によって、そしてこの地で生まれてこの地で生涯を完結できる、この地域完結型社会を作るのが私の理念でありますし、基本であります。

今、ご質問いただきましたように旧3町の中心市街地の位置づけ。これを端的にまず表現いたしますと、この六日町は市の中心としての顔、あるいはシンボル的な部分であります。塩沢地域は観光が主といいますか観光・農業。そして大和地域が医療・福祉・教育。簡単に表現しますとこういう部分だというふうに思っております。そして六日町地区は上越方面、大和地区が新潟方面、塩沢地区は東京方面、これの玄関口としての役割もあるということであります。

そこで、方向性と対比した場合のそれぞれの市街地の課題と課題克服に向けての具体的な施策展開であります。まず六日町地区の課題と具体的な施策でありますが、1つ目は地盤沈下と雪対策への施策であります。これは地盤沈下対策調査の実施。今年度予算の時にも申しあげましたが、環境省からの1,000万円、全額国庫補助でありますけれども、これをいただいてきちんとした調査をやって、将来の地盤沈下の防止についての手法まで、この中でき

ちんと検討していこうということであります。

それからスノートピア事業これは平成20年度、そして流雪溝整備事業これは26年度完了を目指していかなければならない。スノートピアは国県の部分も含めまして20年度には完成するわけでありますが、それにまつわる流雪溝整備は、市単独といいますか市単になるわけであります。これが全部、今の計画を完了するにはだいたい平成26年頃までかかるだろうとこういうことであります。

地盤沈下と雪対策への施策は、地盤沈下につきましてはこの検証結果が出た後に、ではどういう事業を導入してこの対策をしていくのかという部分を、早急に打ち出したいと思っております。

それから交通渋滞の施策につきましては、17号バイパスこれらの建設によりまして、今ほど触れていただきました291これらも含めての環状道路を整備していかなければならないということであります。

商店街等の衰退への施策につきましては、今触れていただきましたこれも庁舎整備、この中で周辺部を活性化させるために、駅舎あるいはショッピングセンター「ラ・ラ」、それから駅前商店街、これらと複合的に連携した計画をきちんと立てなければならない。今チャレンジショップもやっておりまして、徐々に効果が上がっていると。

そして今、六日町の駅前通りは、一時は本当にシャッター通りでありましたが、ほぼシャッター通りということは解消されました。ただ、昼間は開けてないという夜型といいますかそういう部門も相当入っておりますけれども、ほぼ空き家は解消したというところであります。

これらも庁舎整備に合わせながらどういう振興策を打ち出していくのか。中心市街地活性 化法これらの法律もできましたし、今日の新聞を見ますと富山市あるいは青森市これらは第 1号の指定になったというところでありますけれども、私どももこの法律趣旨を十分活用し ながら、中心市街地の活性化に向けて対応していきたい。

それから水害と狭隘道路への施策であります。ご存知のように旧六日町の中は、十二沢川で一般的な市街地にはめずらしく洪水の常習地帯であったわけでありますけれども、この対応は今、十二沢川改修事業できちんと対応ができるということであります。

この狭い道路につきましてはなかなか簡単に打つ手がございません。相当、拡幅などということになりますと 道路の拡幅ですね 家屋の移転も含めて大掛かりな事業を導入しなければならない。区画整理事業か市街地再開発事業かというようなことも導入を考えないと、この部分はきちんと解決できないわけであります。そこまでやらずに今の道路の中でどういうまず展開ができるか。そして事業関連、十二沢関連の事業等の中でどういう部分が解消できるか。まずこれをきちんと見極めた上で、やはりそれこそ取捨選択をしていかなければなりません。すべての道路を全部広げていくということにはまいりませんので、そういう事業に今かかっているところでありまして、都市計画課、建設課との共同作業の中で、将来計画を今、樹立をしているところであります。

上越方面の玄関口としての施策につきましてはご存知だと思いますけれども、高規格道路、 上沼道のうち八箇峠道路がすでに着工になった。この3月にはトンネル工事も十日町側の都 合によりまして、こちら側、いわゆる南魚沼市側の方から発注する方向が非常に強いという 状況であります。

大和地区の課題と具体的な施策であります。医療施設充実への施策、これはもう基幹病院の早期開業ということであります。これに合わせまして高速道路の大和スマートインターの 進入道路整備を19年度に着手をさせていただく。

そして基幹病院の新幹線玄関口といたしましての交通バリヤフリー事業で、駅東口ほか3カ所でありますけれども、浦佐駅にエレベーターを3台、19年度から20年度、21年度、1年間に1基ずつエレベーターを設置するということであります。

そしてゆきぐに大和病院周辺の道路の整備でありますが、これは基幹病院の具体的な姿が見えてからということであります。市道天王町8号線の整備事業、これはもう事業中で平成21年度完了予定。そして都市計画道路の浦佐茗荷沢線整備事業の早期着手を目指す。

学園のまち充実への施策でありまして、本年度事業完了予定の「八色の森公園」を交流の場としてフル活用しますし、国際大学、北里学園が来年度創立25周年を迎えるわけであります。今、北里学園につきましてはその記念事業といたしまして、学生食堂500席・・・800席でしたかその建設にも着手しております。これは一般市民にもすべて開放して、メタボリックシンドロームに代表されますように成人病予防も含めた食事の提供、これらもやるようであります。

国際大学につきましては度々申し上げておりますが、来年の6月にこの浦佐地域といいますか、こちらのキャンパスで大々的な25周年記念事業。そして9月に東京の本部で記念事業。そして11月にこちらの地元のキャンパスと東京の本部事務所を結んだ2元中継の記念事業。総額25億円の寄付を募りながらこの事業をやって、そして国際大学をもう一度復活といいますか、世の皆さん方にきちんと認知をしていただこうと。当然でありますけれども卒業生の 3,000名近いそうでありますが、各国に相当の立場でいらっしゃる方々にもすべて招待名簿を出しまして、どのくらい来ていただけるかわかりませんが、改めてこの浦佐地区にある国際大学のアピールをしていこうということであります。

本町商店街活性化への施策につきましては、県施工の街路事業の導入によりまして毘沙門通りの再生を図っていきたい。浦佐茗荷沢線のJR立体交差。これについてはもうJRとの立体交差は断念をして、多門橋からS時法線で現在の国道17号線にも取り付けようと、そういう方向に変更させていただこうと思っております。県では上記2項目について本年度予算で調査事業に着手をしているということであります。

新潟方面の玄関口としての施策につきましては、スマートインター、そして 1 7 号浦佐バイパスの早期供用。浦佐駅のもっともっとの活性化であります。

塩沢地域の課題と具体的な施策であります。駅前商店街活性化への施策といたしまして牧 之通りの早期完成。これは20年度完成の予定でありますけれども、これを活用しての誘客 を図るということと、中央通り線。駅から17号のこれを今度はつむぎ通りですか、そういう名称を確か付けると思うのですけれども、これに合わせて早期に事業化をしてやっていきたい。

本年度、県費、地域振興戦略調査費を導入いたしまして、南魚沼「いざないの道」という ふうに題しまして創造事業を実施をしている。これは上田の方までつながる部分であります。 これは事業化に向けての事前準備ということであります。

今度はスキー場です。丸山スキー場も含めましてこのスキー場へのアプローチ道路、特に 今、丸山通り街路事業を再開させていただこうと思っております。

東京方面の玄関口といたしましては、17号の赤坂部分の冬季交通の確保。今年あそこに 消雪パイプですか、相当設置していただいてある程度解消はされると思います。けれども、 いずれにいたしましてもあの法線をいわゆるバイパス的に整備していただかないと根本的解 決にはなりませんので、ご承知でありましょうが湯沢町と一緒になってこのことの期成同盟 会で事業化に取り組んでいるというところであります。

4番目の街づくり活動の進め方と活性化についてでありますが、やはり中心市街地を活性化させるためには、そこで生活していらっしゃる皆さんの気持ちの面も含めまして、そういう活性化が必要だと。そしてやはり街づくりを積極的に推進をする体制を、私どもも作っていかなければなりませんが、牧之通りに見られますように、市民の皆さん方がやはり主体的に活動していただくということになっていかなければ、なかなかこの事業を含めて事業後の活性化についてもおぼつかない状態になってしまう。行政主導ではなかなかやはりそういう弊害が起きてくるということでありますので、市民主体のまちづくりというこれを基本に掲げてやっていかなければならない。

そういう中で「牧之通り組合」、あるいは「つむぎ通りまちづくり懇談会」「早道場通りまちづくり懇談会」「上田郷活性化推進委員会」これらを塩沢地域では設置をいたしまして、活性化に取り組んでいるということであります。

今度はつむぎ、早道場、上田郷活性化、この3つの組織が連携して先ほど触れました「いざないの道創造事業」に取り組んでいるというところであります。

大和地域につきましては、「八海山麓・水無渓谷研究会」それから「将来の天王町都市構想を考える会」「裸押合大祭記録保存実行委員会」こういう皆さん方がそれぞれ組織を立ち上げまして、地域活性化に取り組んでいるというところであります。

こういうことがこれからの街づくりにそれぞれやはり一つの方向を出していただけるものだろうと。行政といたしましてはそういう皆さんの強力なバックアップ、そして行政としての考え方をお互い出し合いながら一緒になって街づくりを進めていくと、こういう所存でありますので、またよろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

関 昭夫君 中心市街地の活性化に向けて

市長の答弁を聞いておりまして、私が考えている方向と差はないなというふうな感じがいたしました。ただ1~2点ほど確認をしたいというふうに思います。

まず、南魚沼市としての位置づけの話の中で、六日町の中心市街地が南魚沼市のシンボルとなる位置づけですよ、という話の中で、種々いろんな事業の話がありました。シンボルとなるべき場所が市長の話では、幸いにして駅前通り、シャッター通りではなくなってきていると。喜ばしいことだろうとは思いますが、いずれにしてもシンボルとなるところが衰退していくようなかたちでは、南魚沼市全体が衰退しているというふうに受け取られかねないと思います。

前の佐藤議員の中、あるいは私の先ほどの答弁の中にも、市役所の活用方法とかいろいるなものがありましたが、当然のことながら商店街の人たちが自分たちの商店街をどうしたいのだという部分も含めて、やはりきちんとした議論が必要だと思います。自分たちがどうやる、あるいはどういう活動をするという部分が見えてくる必要がある。それに対しての行政側が支援をするというような体制に持っていかないと、なかなか活性化にはつながらないのではないかなというふうに思います。

これは塩沢地域でも、あるいは浦佐地域、市長が触れてくれましたが石打についても、やはり同じようなことが言えるというふうに思います。事業をやってくれと、道路を広げてくれ、あるいは雁木を作ってくれという話だけでは、なかなか厳しい中ではできないと。私も振興局に行って地域整備の方とも意見交換をしました。ただただ、道路事業をしてくれという要望ではできませんよと。やはり地域の皆さんがどんなまちにしたい、どんなことをやってそこで稼ぎを上げて 言い方は変ですけれど、稼ぎを上げて それが社会に還元していく、回っていくというようなことが見えなければ投資は難しいですよ、というようなことをおっしゃっていました。全くそのとおりなのかなという気がしております。

市としても担当課が一生懸命やっているのは私も話を聞いてわかっていますし、ぜひ、まず今、市長が言われたようなことをきちんと方向性として出して 総合計画が決まりましたのでマスタープランでまたきちんとしたものをされるのだと思いますが、やはりきちんと出していただく。そして中心市街地がどういうかたち、見えるかたちが出てくると。それについてまた周りの地域がどうなっていくというのが当然あるのだろうと思います。

できればそのかたちが見えたら、まず短時間にある程度の成果が上がるようなかたちで事業を、あるいは協議を進めてもらいたい。今まではいろいろな計画を立てても、なかなか事業実施に至らないものですから、その間にどんどん空き家が増えたり、あるいは商店が店じまいをしたりというのが商店街の状況だったのではないかなというふうに思います。

それは行政側が主導で物事を進めるということからの弊害だったのかもしれませんし、いやそうではなくて今までもちゃんと住民の意見を聞きながら、というのがあったのかもしれません。が、今回はというかこれからは、住民主導で住民側が自分たちのまちづくりとしてどうする、それを先ほども言いましたが行政が支援をするのだというかたちを見せる。それで特に住民側の意見がまとまったら、積極的に事業推進を図るということが見えないとなかなか動きづらいのだろうと。皆さんが意見をまとめてこんなふうにしたいと。これによってここがこうなるよ、という部分を示したら、私たちは一生懸命それを応援しますよという、

やはりそこを示していただきたいなというふうに思います。市長から答弁をいただきたいと 思います。

市 長 関議員の再質問にお答えをいたします。

中心市街地の活性化に向けて

まさにそのとおりでありまして、特にこの六日町地区といいますかは、塩沢あるいは大和地域とは違って、まだそういうまちづくりの組織的な部分というのはできていないわけであります。ただ1つ駅前通りの皆さん方 駅前通りとは申し上げません。それぞれの皆さんですけれども。魚野川の、今は駅から出た突き当たり部分ですか新しい橋の付近に、昔、船着場があったということであります。

そこに、魚野川のところに船着場を再現しようということではありませんけれども、船を作ってそしてその船を展示して、昔、ここに六日町が栄えたその船着場があったのだというようなことを展示をしながら、1つの観光の目玉にしていきたいという動きを今、している団体もございます。ようやくそういう部分が芽生えてきたというところであります。

六日町の駅前通りに限って申し上げますと、やはり六日町大橋が完成をいたしまして、しかしながら駅に突き当たるという道路であります。そして駅の裏側、駅の西側との連携が地下の道路1本だけ。道路といいますかこれは歩道であります。ここに非常にやはり隘路がありまして、これを何とか上でも下でも結構ですので、立体化して向こうとつなげるということ。

それから駅前を、あのままではやはり景観的に非常に何といいますか、緑も少ないということであります。あそこへ、できれば私はモミジと言っているのですけれども、きちんとした街路樹の植樹をして。理想はやはり仙台の駅前であります。あの欅通りといいますかね。ああいうかたちを作っていけないのかということは、県の方に今投げかけている最中であります。

そういう部分とあとは市民の皆さん方、関係者の皆さん方が、では我々の地域はどうしていこうという考え方を、今、ようやく地についたところであります。そういう気持ちをきちんと醸成して、組織化につなげていければ大変いいなという考えであります。

全般的に関議員のおっしゃるとおりでありますので、私たちが主導的ではなくて、そこに 住んでいらっしゃる皆さん方が、自分たちがやはり主導をして我々の考え方の中でこういう 提案をしながら事業をやっていく、という方向を導き出していきたいというふうに考えてお りますのでまたよろしくお願いいたします。

関 昭夫君 終わります。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時01分)

議長、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位3番、議席番号17番・種村充夫君。

種村充夫君 通告によりまして一般質問を行わせていただきます。本題に入ります前に、 去年の12月議会に大変豪雪でありまして、市役所の豪雪に対する取組は十分かというよう な質問をさせていただきました。それが今年は逆に全然雪がありませんし、これから先もま た、天気予報ではないようであります。何か逆のような方向が出そうで、観光関係等の皆さ んには大変心配されると思います。できれば適当な量が降ることを願った上で質問に入らせ ていただきます。

1 介護保険認定調査について

1に介護保険認定調査についてでございます。この問題につきましては、今年4月介護保険法が改正、私に言わせると一種の改悪と思うのですけれども。できるかぎり介護状態がなくなり予防に重点を置いたしくみとなり、介護区分も6段階から7段階、経過的要介護を入れますと8段階になったところであります。年2回認定調査と審査判定が実施されております。

そこで、今回の所信表明でも少し報告がされておられましたが、法改正半年経った現在、 昨年に比べて市としての経費がどのような変化が出ているのか。また、今後どのように改善 されていくかについて伺います。

第1でありますが、改正後、市として経費の節減はどうなったのか。出費的にどのくらい 少なくなったかお聞きいたします。

2点目についてでありますが、改正前に比べ介護利用施設に経費的圧迫はないのか、ということであります。この問題は介護度が下がることによって、各施設に金が行くのが確か少なくなると思います。それらがどんなかたちで各施設に出ているのか。施設によりますとなかなか経営的にも大変になってきているというような声もありますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

同じくこの4月1日に施行されました障害者自立支援法というのがあります。これによりますと、障害者施設の収入が大幅に減額されて、なにか月に入所者が2泊3日以上の外泊家に泊まりに行くというようなことなのですけれども をすると施設がやっていけなくなるような大幅な減少になると。なるべく外泊をしないようにして欲しいというお願いを出しているような実態もあるようであります。それらの問題が、介護施設についてもどんなかたちになっていくのかお伺いいたします。

次に利用者の福祉用具貸与等に不利益はないか、というようなことでございます。これは 所信表明の資料の中、19ページのウ、要介護度別認定者数。これは10月末ではありますが、6月議会の時には5段階でありましたし、9月議会になってきてみますと今の8段階になっています。その中で要介護1の段階で、全体の被保険者は2,575人なのですけれども、3月末778人あった要介護1の方が、三角、減数の275。その分、増えた部分が要支援1、要支援2それと経過的擁護の方に回っています。ほかにも介護度が上がった方もいると思いますし、死亡された方もいると思いますが、本当はどんなかたちでこれが推移しているのか。きちんとした表が欲しいのですけれどもそこまでの要望はしませんが、要介護1の方

が例えば全部要支援 1、 2 の方へ回るとか、そのような状況が出ているのか、いないのか。 その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

これによりまして、3月まで法改正前は車椅子、それからベッド等を貸与されていた人が 貸与できなくなって、自分で購入するとか業者から借りるとかというような方が、大変あち こち出ているようであります。何かそこらはやはり法の改正によって、大変利用者に不利益 が出ているというような気がいたしますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

それと後は調査員の関係であります。約50名の調査員がいるわけでありますが、その調査員の50名に対していかに平等にどんな方法で周知をしているのか。1つにはどんなかたちで研修等を行っているのか。ただ、施設だけでこんな方法があるのだという一種の冊子的なものだけで判断し、個々がそれによってやりますと、大変個人的な差が出てくると思いますが、その辺のことは心配ないのかお伺いいたします。

それと調査の方法でありますが、私も福祉課から調査票を1部だけもらってきました。それを見ますと項目は大変あるのですが、ただ、内容のあれがこれに丸を付けなさいということで、自立、それから見守り、一部介助、全介助だいたい多くて4段階、少ないのは3つぐらいの中に調査をしながら丸を付けていくというような調査方法であります。それだけできちんとした調査ができるのかなという、1つやはり疑問をいだきます。その辺を含めた中で調査がどんなかたちで行われるのか、お願いしたいと思います。

それと認知症の方が大変だということはわかるのですけれども、頭だけはどうもはっきりし、口と顎は達者で、調査員や医者の問いかけには自分で何でもできるというような答はするのですけれども、自分は逆に言うと、足も利かない、手も半分利かない、体はまるで動けないと、そんな人もいるわけです。その辺に対しての調査を、そこの家庭も含めた中でどんな方法でやっているのか。その辺もちょっと合わせてお聞きをしたいと思います。

何かやはりある程度認知症にならないと、どうも介護度が上がらないというあたりも懸念 されるところがありますので、その辺についてもわかったらお伺いしたいと思います。

2 企業立地促進への取り組みについて

あと2番目は企業立地促進への取り組みについてであります。先ほどの関議員にも市長が 答弁されておりましたが、「自然・人・産業の和でつくる安心のまちづくり」というようなこ とで地域完結型の実現を最重要課題としているところであります。そんな中で国は企業立地 促進法を来春には制定するというような報道がありました。市の将来のために今までの手法 ではなく、南魚沼市として特色のある企業誘致を打ち出せないかお伺いをするところであり ます。

先般9日の財政セミナーで、県の田中財政課長も、今後、特色のある企業誘致などに対しては財政支援もあり得るというようなお話をしておられましたので、その辺についてお伺いをするところであります。

1としまして、製造業を中心とした企業誘致から、ソフト面、研究開発面など時代の先端を行く企業誘致を取り組むべきと思うがどうか。

2としては、企業誘致推進員の実情は現在どうなっているか、という問題であります。

3 としましては、県や関係機関を利用した活動をまだ続けているのかどうかということです。

さらに誘致についても競争が非常に激しくなっていますが、補助金など当市としての特色を出したうえで、何とか誘致合戦を行う考えはあるかないか。その辺をお伺いして一般質問を終わります。

市 長 種村議員の質問にお答えいたします。

1 介護保険認定調査について

介護保険法改正になりまして半年経過したわけです。改悪というお話もありましたが。市としての支出面の改善ということでありますけれども、これはご承知のように昨年10月以降入所、施設入所者に係る食費・住居費の原則自己負担化、あるいは介護報酬の改定が行われました。市の給付費は、11月までの支払い分を昨年同期と比較いたしますと、金額にして1億4,300万円、率にして6.2パーセントの減になっております。それからもう1つは昨年に比べてサービス利用そのものが、やや下がっている。これも減額になった理由の1つだというふうに思っております。

内訳を若干申し上げますと、介護サービス費で9.4パーセントぐらい減っているのでしょうか。介護予防サービスの方で、これは37.6パーセントぐらい減っている。ただ、高額介護サービス費が非常に増えて約倍。トータルいたしますと先ほど触れましたように6.2パーセント減額。経費節減と言っては失礼ですけれどもそういう数字が表れております。

2番目の改正前に比べて介護利用施設への経費的圧迫でありますが、私どもが経営しております特養八色園。これはユニット型でありますけれども、昨年10月の介護報酬改定時に年間約6,700万円減収するだろうという試算をしておりました。この4月に介護報酬改定で、若干ユニット型特養については増額改定があったわけでありますけれども、やはり以前の水準には戻りませんで、施設側としては依然厳しい状況にあるわけであります。

ただ、これによって施設が一挙に赤字化するかというとそういうことではありませんけれども、5,000万円から6,000万円ぐらいのやはり減額になるだろうと。経費的圧迫というふうに申しましょうか、それだけ経費が今までよりは収入不足になるということだけは事実でございます。

利用者の福祉用具貸与に不利益はでなかったか。最初に要介護1から要支援1、2にどの程度ということでありますけれども、要介護1から自立あるいは要支援1、2に回った皆さん方が、9月4日現在で34.1パーセントであります。そのままの方が34.6パーセント。それから重度化、要介護2以上になった方が31.3パーセントという割合でございますので、軽度化といいますか、そういうふうに向かった方が3割ちょっと。だいたい3割・3割・3割というような率でございます。

そこでこの制度改正によりまして、8種類の福祉用具については、軽度者への貸与は原則 として保険給付の適用外となったわけでありまして、この部分につきましては実質的に要介 護1であった方が 要介護1の方へも福祉用具については、貸与が保険給付対象にならなくなったわけですので、皆さま方にとっては非常にある意味では不便といいますかそういう面は感じたかもわかりません。1つの方向としてそういう中で、とにかく自立支援といいますか、軽度化していく方向を見出したいというのがこの法の趣旨でありますので、極力ご理解をいただきたいと思っております。

保険給付対象外となった場合でも要望があるときには、地域包括支援センター職員、あるいはケアマネージャーと相談の上で、実費で貸与・購入している方もおりますし、主にベッド貸与の要望が多いというふうに伺っております。そこで市内事業所からベッド、マットレスやベッド棚を含むこれを借りる場合の比較ですが、保険給付適用ですと月に1,200円から1,300円程度。適用外になりますと自費で月1,500円から2,500円程度。機能によって若干異なりますけれど、そういう負担が出てくるということであります。

この制度改正につきましては経過期間がありますので、混乱が生じないようにケアマネージャー等が一応対応してきているところでありますが、また具体的に、それぞれ対応に不満、あるいは現実とそぐわないような面がありましたら、またお知らせをいただければありがたいと思います。

保険給付適用か否かによる費用に、先ほど触れましたように大差はないということでありますので、多大な不利益ではない。やはりだけれども若干不利益が出ていると。負担できないほどの不利益ではないだろうという思いでありますけれども、これはまた個々の収入によって若干違いますので、トータル的に申し上げますと非常に厳しい部分ではあるというふうに理解をしております。

調査員に対しての調査の周知、あるいは調査員による差はないか。こういうことでありますが、今、各調査員につきましては、認定調査員テキストをもとに調査を行っている。こういうことでテキストがありますので基本的には差がない。また毎年春先に地域振興局の主催で、主に新人調査員を対象とした講習会が行われておりまして、現在また調査員全員を対象にして、毎年1回現任研修も行っているところであります。

市といたしましても、毎月事業所を対象とした会議の中で調査についての指導を実施しておりまして、具体的な事例を挙げながら指導改善を行っている。県からの情報を迅速に提供しているということでありますが、おっしゃっていただいたように、一般的にはちょっと納得しがたいような事例もないばかりではないというふうに私もちょっと経験をしております。公平な調査、認定調査を実施するために、新規認定は原則として市の職員が一応行っておりますし、更新の場合も3回に1回程度は、市の職員が行っていると。

こういうことで調査そのものは一応適切には行われているというふうに理解しておりますけれども、個々別々になりますと、やはり不満がある部分もあるやもわかりません。これについては先ほども触れましたが、具体的な事例等をまたお知らせいただければ、きちんとした調査をさせていただきたい。

やはり認知症部分が重くなって、体の不自由な部分が割合と軽く見られるといいますか、

先ほど触れていただきました、顎、口は達者だけれども体は動かないという人が、割合と軽度という傾向が私の経験でもちょっと見えた時がありましたので、これらについてもまた具体的な部分を調査員に指示をしながら、きちんと研修させていきたいと思っております。

予防のへ取り組みでありますけれども、これは高齢者施策といたしまして、特定高齢者でありますが、筋力向上のトレーニング、訪問事業これらを実施して機能低下の予防に努めるとともに、一般高齢者施策といたしましては、認知症予防教室によって介護予防の重要性について周知を図っているところであります。ただ、予防事業につきましてはまだ開始したばかりということでありまして、評価はまだできる立場ではないと。ただ特定高齢者施策の対象者が予定数の2割程度 これは所信表明の際にも触れてあったかと思います これでやはり事業の見直しがちょっと必要かなという感じはいたしております。

2 企業立地促進への取り組みについて

企業立地促進についての取組であります。おっしゃっていただいたようにソフト面、研究 開発型こういう時代の先端を行く企業誘致に取り組むべきであるという、まさに同感であり ます。従来型の製造業中心の企業誘致、これはもう諸外国の人件費、地価の安い海外へ工場 移転が続出しておりますし、自治体間の誘致合戦も非常に激しさを増しているということで あります。そういうこともかんがみまして、近年は誘致対象を重点的に絞り込んで集積させ るべき企業の誘致が、これもまた全国的に注目を浴びているところであり、現在策定中の産 業振興ビジョンの中で次のような戦略を検討しております。

1つは企業誘致の重点対象分野の特定と優遇措置の設立であります。これは対象業種はアグリビジネス、農業関係であります。それから医療・福祉関連産業、それから学術・研究開発機関。優遇措置につきましては現行企業立地促進制度の拡充と新設。これについては水道料等の減免も含めて考えていかなければならないと思っております。

小規模事業者への支援体制の創設もこの中に謳っているわけでありますが、この対象業種がソフトウエアあるいは情報処理・提供サービス業これらであります。この優遇措置につきましては事業所の開設経費の補助金、あるいは賃借料の補助金、これらを新設していきたいという思いであります。

企業ニーズに対応した迅速で多様なサポート体制も必要でありますし、県が非常にこのことにも力を入れておりますので、新潟県の産業立地補助金制度の活用をしていきたい。今現在1つ進んでおります部分については、県と連携をとりまして県の補助金も相当額交付いただける見込みでありまして、まだ決定はしておりませんけれども、近い将来相当大型の誘致ができるものだというふうに考えております。

企業誘致推進員の実情であります。現在8名の方、旧六日町6名、旧大和町、旧塩沢町で各1名が登録をしていただいております。それぞれネットワークを活かしながら活動に取り組んでいただいているところでありますが、残念ながらまだその効果が現れたというところではございません。

ただ、商業系の企業について何件か情報をいただいておりますけれども、この制度の中で

はこれはちょっと対象外になっておりまして、ちょっと残念なところであります。個人差は 当然あるわけでありますけれども、とにかく首都圏こちらの方へのネットワークを広げる。 こういう努力をしておりまして、非常に根気のいる業務でありますが、長期的展望に立って 推進員の皆さん方とともに、なるべく成果を上げるように努力をしたりまた期待もしている ところであります。

県や関係機関を利用した活動を続けているか。これは先ほど触れましたように新潟県の産業立地補助制度の優遇措置を大いに生かして、県の担当課とも連携をとってPRしたり誘致活動をしたり。そして県の東京事務所の所長さんが、旧大和の出身の方がこの4月から赴任をいたしましたのでそういう人脈も生かしながら、この東京事務所には私もしょっちゅう通っております。それから日本立地センターに定期的にお伺いをして、アンテナの拡大と情報収集に努めているところであります。

4番の市の特色ということでありますが、先ほど触れました産業振興ビジョンの中での、企業誘致関係の優遇措置。これらを先ほどふれたような部分を検討しております。またそういう部分で非常に不足、齟齬があればまた新たなことを考えなければならないわけです。当面はこういうことの中で活動を続けていきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

種村充夫君 1 介護保険認定調査について

介護の関係でありますが、実はその調査員とケアマネが、同じ人に同じ調査をしてケアにつくという方法をとる体制ができれば、もう少し今よりは良くなると思うのですが。ただ、調査員は調べあげて報告書を作ってぽんと上へあげる。それを調査認定の判定会を開いて行うというようなかたちですので、できればケアマネまで同じ人が全部1人の人につく方法を取れば、もう少しはっきりしたその人の事情がわかると思うのですけれど。ただ調査だけして私、知らないわ、こうだと思いますよ、とだけの自分勝手な判断をしているところがあるような気も私はしますので、その辺が今後どんなかたちになっていくかが、1つの問題だと思います。

その辺の中で、施設ごとに調査員が何人かいらっしゃるようで、よせて約50人になるようでありますが、施設によっても調査員の研修方法が違うのか、何か差があるというような話も聞いています。あそこの施設のは辛いし、ここのは甘いというような認定調査があるようですので、その辺についてもできたらお伺いしたいと思います。

今、始まってこれからやはり大事な問題ですので、ひとつ市を挙げて平等な方法で、介護者を これは福祉の関係で全部同じでありますけれども、平等にできる体制を作っていただきたいということをお願いしておきます。その辺ちょっとできたら答弁をお願いします。

市 長 1 介護保険認定調査について

公平公正に行っていくということの基本は変わりありませんが、具体的な部分については 担当課長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

福祉課長 1 介護保険認定調査について

それでは調査員とケアマネが同一人の方がいろいる事情がわかりやすくていいのではないか、というご意見でございますが、これにつきましては良い面と悪い面とあると思います。 議員おっしゃられましたように、情報の細やかな部分がわかるという部分はあろうかと思いますが、逆に透明性、公平性の部分でどうしてもその水引きといいますか、掘り起こしという部分が起きてしまう。今回の改正の大きなポイントがそこの透明性、公平性の確保でございましたので、制度運用上ではやはり調査員とケアマネというのは分けて。

ただ議員おっしゃられたように、認定の平等性の確保は、十分やっていかなければならないというふうに思っています。いろいろな研修を通じてまた具体的な事例を検証しながらその辺を対応してまいりたいというふうに思っております。

もう1件、各事業所によって研修の内容が違うという部分がありました。確かに各事業所によってそれぞれ研修を計画しておりますので、若干の違いがあろうかと思いますが、それを修正する機関として市の地域包括支援センター地域支援係の方で、そういったサービスを提供する方の担当者会議を設けまして、月に1ペん情報交換なりやっております。そういった部分で各事業所の研修のばらつきを修正していくというふうなことで進めたいと思っております。

種村充夫君 終わります。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時48分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位4番、議席番号23番・中沢俊一君。 中沢俊一君 2点通告をしておきました。1点目は、市は「ラ・ラ」の再建に指導力を 発揮せよということでありまして、2点目は錯綜するごみ溶融炉論議に客観的な展開を示す ということであります。

1 市は「ラ・ラ」再建に指導力を発揮せよ

まず1点目から入ります。六日町駅前のショッピングセンター「ラ・ラ」が開店10周年を迎えたわけでありますが、この議会初日の前の日になります12月12日、臨時の取締役会が開かれました。この席で「ラ・ラ」からのAコープの撤退が正式に承認されました。19年の2月がこのAコープの決算期でありますから、この決算期を終わってある程度の期間を置いた後ということでありますけれども、いずれにしてもこの売り場面積で4分の1強。それから家賃及びテナントの共通経費等の負担で、実に全体の45パーセントを占める、まさにガリバーといってもいい存在のAコープの撤退であります。ただでさえ低迷している「ラ・ラ」の経営に、かつてない激しいインパクトを与えるものでした。

しかしながらそれまでのAコープ側の水面下での尽力もありまして、12月15日には早くも中堅の某食品量販店との間で後継の核店舗としての出店交渉が始まったこと。これは大いに期待をかけたいところであります。

さてこうした状況下のAコープ撤退であります。私は、今後の展開次第ではある意味で明るい展望を持ち始めております。これは出店交渉の始まった食品量販店等の持つ中心市街地での核店舗としての経営ノウハウが、いよいよ生かせる時代が来たなということであります。Aコープには地元の農協資本という親しみやすさは確かにありました。しかしながら、この厳しい販売競争の時代を勝ち抜くための本当の意味での店舗経営能力が十分あったかといえば、私はやはり若干の力不足を禁じえません。そしてそれに寄りかかっていた「街づくり会社」の組織としての停滞。これもまた私には感じられてしかたがありません。

10年という助走期間が「ラ・ラ」に多くの経験を積ませてくれました。Aコープ撤退という激動を機に、大改革に向けて大きい舵をきるための千載一遇のチャンスととらえて、私はここに市の関与、この2つの提言を申し上げます。

まず、第一に筆頭株主としての権限と責任をしっかりと行使してきてもらいたいということです。理由の1つとしては、市の出資分3億円あるわけでありますけれども、この3億円の保全。舵とりを間違えますとこの3億円が無駄になってしまいます。

こういう提言をしていくための3番目としまして、取締役の再派遣でございます。これは市長が町長に就任した時点で、たしかその時点だと思いますけれども、それまであった取締役を引き上げました。やはり議決権を伴った提言の積み重ね、これは筆頭株主として、私は当然の責務であると思っています。3億円、全体の36パーセント、これを行使することによって取締役会は活性化してまいります。

4点目としまして、PMO等も視野に入れた弾力的な経営陣の人事案件の提出であります。 厳しいことを申し上げました。これはあとでまた理由を申し上げますけれども。

そして第2としまして監査役の効果的な活用であります。チェック機能を強化拡大せよということであります。従来の監査は決算が終わってその出納に誤りがあるかなしか、あるいは不正があるかないか、この発見に主に重点が置かれてきました。しかしながらこれからは毎月1度の仮決算、これにつきまして、しっかりと中間監査を行わなければならない。さらには将来の経営に向けて積極的な助言と提言をやっていかなければならない。これは最近の監査の機能として強調されていることであります。こういう点をしっかりと市も一緒に汗をかき、知恵と涙を絞れということであります。そうすることによって庁舎の統合、それにかかわるお金の流れ、流入が図られてくる。そういうための決断をすべしということであります。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

2点目に移ります。錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解を示せということであります。最近議会の間でこの溶融炉に対しまして関心が高まっております。これは本当に歓迎すべきことだと思っております。なぜなら市民の多くが、あの溶融炉については「ろくに動かない施設だそうではないか」と、あるいはまた「金食い虫だけではないか」という評価がまだまだ根強く残っております。これにつきまして各会派が独自に勉強会を開き、また視察にも行っておる。こういうことで行政と議会、これが今後の論議を深めるための、相互にその

了解を得る、そうしたスタートラインを作るという動きに、私は本当にもろ手を挙げて賛同 するものであります。

私は町議会時代、これは平成12年10月になりますけれども、当時の新生クラブなど有志10名でドイツの南部フライブルクという町を視察に行ってまいりました。ここを始め8日間ほどの日程だったわけですけれども、ここには3日間滞在しました。当然自費視察ですから、町などのお金は1円も使っておりません。50万円余り個人負担があったわけですけれども。それで見てきたものというのは、当時広域の溶融炉の発注仕様が示されている。これからゴミの処理についてどういう勉強をしたらいいかと、これが組み込まれておりました。

また、日本で始まる直前の介護保険が、ドイツでは5年先行して行われておりました。これの実態調査。あとこまごましたものがあるわけですけれども、そういうかたちで私どもも情報収集については、それぞれ議員の義務でありますからやってきたわけでございます。そこで参考までにドイツの実態を調べてまいりましたことを紹介します。確かにゴミの減量はなされていました。しかしながら70パーセントは埋め立てに使われておりました。そしてゴミの処理現場ではあきらかに出稼ぎの外国人、私どもが行った所ではラインの横側に14人いました。手作業でゴミの分別をやっております。そしてプラスチックゴミ、これは焼却炉で燃やして電源として使っておるということでありました。意外と分別が進んでいない、こういうふうに私は感じました。

そしてさらには建築廃材の輸出。輸出であります。表向きは北イタリアに運んで窓枠とか家具の再生に使うということでありましたけれども、とてもあれだけの量を、表向きは輸出という形で出して、これが家具に再生されるとは私は思いませんでした。また肝心のその溶融炉でありますけれども、向こうでは直前にキルン式溶融炉の有毒ガスが漏れたということがありまして、当時はこの溶融炉への取組は一時停止をしておりました。

いろいろな形でたてまえと実態というのは違っているのだな、というふうには感じてきた わけでありますけれども、そういうことも含めて、このしっかりとした複眼的な調査は、私 ども議会の義務であると痛感したわけであります。

さて、そういう中で通告に入ります。私は議会と行政の執行部の共通認識を深めるという意味で、3つの点をここに提言いたします。確認したいことがございます。発注の仕様と現在の機械との適合性であります。受入れるゴミの種類、これは確かに供用開始時点で大きなトラブルがございました。地元の産廃業者の営業停止、あるいはまた中越大地震。こういうことで搬入されるゴミの量が極端に増えたということ。また、この機械を運転するについての誤りもございました。そういうプラスチック系の廃材が大量に投入され、また飛灰も試験的に炉に入れられた。そういうことを加味した上での仕入れるゴミ質別がどうであったかということ、どう評価しているかということあります。

それから年間稼働日数および処理量。もちろん年間稼働日数は、きちんとした定期点検を 踏まえたものでなければならないわけですから、これが365日の内、適正な日数で運転さ れているかということ。また処理量、これによって運転が順調かどうかが判断されるわけで ありますから、この辺の確認であります。

それから溶融炉導入の必然性として出てきました大気汚染物質の排出レベル。以上3点については発注仕様との適合性について伺います。

そして2番目としましては、他の自治体の同規模の溶融炉、日量100トン程度であります。これとの比較であります。建設のコスト、それから運転コスト、事故ならびに故障の発生と処理の実態。これが基本になるわけであります。この南魚の溶融炉と、他の溶融炉についての比較ということが、この炉が適正なものであるか。判断の大きな材料になるわけでありますから、これについては資料がございましたら、後ほど全議員に配付していただきたいと希望いたします。そして大事なことは、導入されたこのプラントが、時期によって当然コストも性能も違ってまいります。その辺のことの加味がもしできたら、併せて資料としてお願いしたいということであります。

そして3番目としまして運転およびメンテナンス。主にこれは運転の人件費についての現状。それからメンテナンス費用の実績と今後の予測であります。瑕疵担保期限が切れてからのこれからの予測。それから今後の運転メンテナンスのあり方。市長としてどう考えておられるか。以上3点をお願いいたしまして壇上からの質問を終わります。

市 長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 市は「ラ・ラ」再建に指導力を発揮せよ

答弁を申し上げます。この「ラ・ラ」の再建に指導力を発揮せよと。具体的な部分として 出資金の保全、取締役の再派遣、人事案提示これらについてということであります。

出資金3億円につきましては、当然保全ということについてはきちんとやっていかなければならないわけでありますが、現在の経営状況これらを見ますと非常に厳しい部分がございます。そこで現在、万一の最悪の事態になった場合は、これはもう保全回収は難しいと。現在ですね。即、最悪の事態になった場合は非常に厳しいというところだけは申し上げておきます。

取締役の再派遣であります。これは私が六日町町長に就任させていただいた平成15年の時に、当時の助役が取締役、そして収入役が監査役ということで派遣しておったわけでありますけれども。取締役については、当時の町からの助役の派遣については、撤回をさせていただきたいということでありました。この理由は、確かに株主としては3億円、最高36.3パーセントですか、その出資者でありますが、そこに当時の町ですけれども助役が取締役として出席することについての、マイナスの部分であります。いわゆる当時の町がそこにずっと取締役として介在をしておりますと、やはり最悪の場合は例えば町に、最悪の場合は公に、という意識が生まれかねないという部分でございます。

それから取締役会のあり方でございますけれども、ほとんど機能していなかったといいますか、助役が出た場合ですね。出席はある程度しておったのでしょうが、出席しただけというぐらいの部分が見受けられましたので、この際、町としては取締役を私どもの方から輩出をしないということで、株主のといいますか「ラ・ラ」の会社の方から了解をいただいた。

しかしながら監査役については、やはり監査という部分がありますので、依然として収入役 はあて職として派遣させていただいたということであります。

ですので、この取締役の再派遣については全く考えておりません。それは市が「ラ・ラ」を見捨てたとかそういうことではございません。市に寄りかかって、市を頼りにしてという部分をきちんと払拭して、やはりお互いが考えながらきちんとやっていくという立場を取るためにも、私はその方がいいと判断したわけであります。

そして例えば取締役を派遣したと、最悪の場合に陥ったと、こうなりますと株主責任に加えてやはり経営責任も当然問われることになるわけですから、こういう部分についてもこれは経営責任が怖くて逃げるという意味ではなくて、最悪の場合を考えたときに、市に与える損害をいかに少なくするかという、このことも私としては考えておかなければなりませんので、そういう部分も併せての私の判断であります。

人事案の提示。いろいろの部分を活用してということ。これは私どもが申し上げることではありませんが、ただ、そういうことが友好的に生かされるものであれば、これは考えてみなければなりません。が、私どもが主導して人事案件に首を突っ込むということはやはり避けていくべきだろうと。あくまでも株式会社でありますので、現在の社長さん以下取締役の皆さん方が自主的にやはりいろいろと考えていただくと。こういうことが基本だと思っておりますので、市の方から過度に介入、詮索することは、今の時点では避けておきたいということであります。

監査役派遣者としてのこの核店舗機能の確保及び強化のチェックであります。これは、チェック機能は強化していかなければなりません。先ほど議員がおっしゃったように相当細かな部分にわたっての監査、これはやらなければなりませんけれども、収入役としての本来の仕事の部分もありまして、なかなかおっしゃるほどのことにはなっていなかったと思います。思いますが、これからは極力そういう部分についても、それこそ監査でありますので、経営陣と違った観点から、やはりそういう面での指導力はきちんと発揮していかなければならないという思いであります。

ただ、現在の本職との兼ね合いもございますので、それらに支障が出るようであっては、 それはまた困るわけですので。これについては、また平賀収入役とそれぞれ相談しながらき ちんとした対応をとっていけるように、という思いであります。

先ほども申し上げましたけれども、第3セクターということでありますけれども、法人格を持ったれっきとした民間企業である。そういうことですので、自主性そして自助努力、これを市が摘むことのないように、あるいはそれが育ちますように街づくり会社の対応を注視していきたいということであります。

議員おっしゃっていましたAコープの撤退、そしてそれにかわる新規出店。この展開につきましても私どもも当面その推移を見守りながら、ある程度の方向が見えますれば、街づくり会社の方からまた市への相談等もあろうかと思います。その点につきましては市としても万全の体制をとりながら、新しく出店していただく方を確保していきたいという思いであり

ます。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

溶融炉の問題であります。発注仕様との適合性であります。この発注仕様書は、ご存知だと思いますけれども、シャフト、キルン、流動床のガス化溶融炉仕様こういうことでありまして、特記の中で今度はシャフトとキルンの仕様ということになっているわけであります。それで適合性につきましては、契約後の実施設計図書に基づくものであります。この仕様書との現場のトータル的な中での不適合は見られないということであります。

ただ、ちょっと特殊事情がおっしゃっていただいたように、産廃処理業者の問題、そして 地震後の廃材の処理の問題等がありまして、ごみのサンプルを採っていただいた中での、い わゆるゴミの投入の成分ですね。これらについては当時やはり若干の独断でこちらが実施し たということでありますので、やはりちょっと仕様書といいますか、機械の性能とそぐわな い部分があったことは事実であります。そういうことによって若干の故障が出たりというこ ともずっと続いたわけであります。

ここで施設の概要の中での処理能力。ごみの種別等はあれですが、ごみの種別、現在は可燃ゴミが99トン、粗大残渣が3.6トン、し尿が2.6トン、下水汚泥3.7トン、合計109.3トン。109トン、110トンでありますので、ほぼその容量としては適合しておりますし、大体サンプル的にもこういうことだと思っております。

稼働日数と処理量であります。平成16年度は2基でありますから541日、これは半分に割れば270日ですか。処理実績が2万7,489トン、平成16年です。17年度が580日ですからこれは290日でしょうか。これが稼動したわけでありまして2万7,440トンの処理をしております。これはほぼ計画に沿った部分であります。

ダイオキシンの測定結果につきましても、16年度、17年度ともに、1号炉、2号炉とも施設基準を大幅に下回っているということであります。また、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、これは年4回測定しておりまして、この結果も施設基準をクリアしているという状況であります。

他の自治体の同規模炉との比較であります。わが市のものは今申し上げたとおりでありまして、年間2万8,0000トン処理の大体の処理単価が、今現在17年度では先般の社会厚生委員会の資料で示してありますように1万8,757円。

近い所で新潟市の鎧潟クリーンセンター、これは新日鉄のシャフトであります。平成14年3月竣工で処理能力は日120トン、建設費は80億500万円、年間処理量が2万8,545トン、処理単価が2万9,000円強。

それから南信州広域連合というのがあります。これは荏原製作所の流動床でありますが、 15年に完了しまして93トンの処理、49億円、年間処理量が約2万5,800トン、処理 単価が2万7,500円強。

大分県の佐伯市、これはJFEですかシャフト式であります。これも15年の4月で11 0トン、85億円、年間処理量が2万5,660トン、処理単価が2万1,000円。 北海道の江別市、これは三井造船のキルンであります。 1 4年の 1 2月に完成しておりますが、処理能力が 1 4 0 トン、建設費が 7 2 億 9,8 0 0 万円、年間処理量約 4 万 1,3 0 0 トン、これはちょっと大型であります。処理単価が 2 万 3,2 0 0 円強。

大体がそんなところでありまして運転状況はすべて順調であります。そしてここの部分でありますけれども、全施設とも委託であります。わが溶融炉につきましては、まだ委託はしていないというところでありますし、運転状況についてはだいぶ改善はされてきましたが、順調であったとは言いがたい状況であったということでございます。

運転とメンテナンスでありますけれども、平成16年度の人件費は1億3千284万9,00円要しております。メンテナンス費用が1,321万4,000円。これは川崎技研がまだ 瑕疵担保期間中でも当然ありますし、設計、施工不備といいますか 不備ではないのでしょうけれども そういう面での川崎技研から請求をしない部分というのは相当あったわけであります。

17年度は人件費が1億3,522万9,000円、メンテナンスとしましては1億1,701万9,000円でありまして、10倍近くになったというところであります。今後のメンテナンスにつきましては、設備全体の定期修繕が非常にやはりお金を食います。ボイラー1つ定期修理するにも何千万円ということでありますので。それから発電所関係のボイラー、これは今言いましたが、タービン、発電機の定期点検、そして蒸気配管の減肉検査、各設備の消耗品費の交換、例えばバグフィルタのろ過の交換、これらが今後発生してきますので、費用はもっと増加をするというふうに考えております。

今後のあり方でありますが、各設備につきましては労働安全基準法ですか、それから電気事業法、これらの法定点検費、それから部品交換による部品代これらが増加していくことは間違いございません。主要設備の更新も増加しますので、設備の点検整備の強化が必要でありまして、19年度から一部ではありますけれども委託に踏み切りたいという考え方でございます。

委託によりましていわゆる故障する前の、発生の未然防止ですね、こういう部分も含めてきちんとやっていきたい。ただ、今その委託先とのまだ交渉が続いておりますので、どの程度の人員でどの部分をではどう委託するかという部分は、まだ具体的には決まっておりませんけれども。私どもの考え方としては最高でも3名、でき得れば2名ぐらいの人員の中でまず始めてみてはいかがか、という提案を今申し上げているところであります。以上でありますが、よろしくお願いいたします。

中沢俊一君 1 市は「ラ・ラ」再建に指導力を発揮せよ

さて再質問に入ります。市長の午前中の答弁にもございましたけれども、改正中心市街地 法が改正になっております。やはり郊外の大型店から中心市街地の再活性に向けての動きが 始まっております。

こうした中で私は、株主を、再派遣を見合わせるというこの市長の判断・・・取締役ですね、そうですね。これは私はちょっとこれでいいのかなという気持ちを拭いさり切れません。

もう一度それについては聞く気持ちもありませんけれども、本当にそれでいいのかなと、本当に。経営責任といいますか、それが及ぶからという姿勢でよろしいのか。傍聴席にも多分市長の答弁に期待しておられる方が、来ておられるはずでございます。もう一度、その理由はともかく、その辺の姿勢を確認させていただきたい。

それから監査役はそれで結構でしょう。人事のことでありますけれども、「ラ・ラ」は確かに10年間あそこで頑張りとおしてまいりました。しかしながらこれからの時代です。やはり本当のその市街地を、量販店という核店舗を活かした中で、まちづくり全体としてのノウハウを持っているそういう これは仮の話で申しわけございませんけれども まだまだ使えるそういう体型を持った、例えば大型店のOBが田舎回帰があるのであれば、こういう人材こそ広く募集をして、市の方で若干の手当てを出した中でその腕を借用していくと。

もちろん「ラ・ラ」の経営だけでは力が余るでしょうから、今言ったように啓蒙というような立場を作っていただいて、市街地全体としてのこれからのトータルマネージメントをやっていただく手が考えられないのかどうか、こういうことであります。

そうした中で、繰り返しになりますが市民の金がこの市街地で回り、また側からもお金が 入ってくるという、そういう戦略的な手をぜひとも考えてもらいたいと、こう思っておりま す。もう一度答弁をお願いします。

なるほど民でできることは民でという時代がございましたし、今でもそうでありましょうが。しかし、金は出すが口は出さないというその過去の美徳、これを私は、最近はやはり疑問視をしております。行政は、そしてその市民の3億円というお金を投下しているわけでありますから、責任を持って運営の方にも私は携わっていただきたい。

経営責任、これが出資金を上回るそういう状態で来るかもしれない。それは確かに懸念としてはございます。しかしながら、そこでにはり町が力を入れていくということ。これで商店街の皆さんは、やはり気持ちが変わってきます。この辺のことをよく心得ていただきたい。情の通った市であってほしい。こういうふうに重ねてお願いをしておきます。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

さて、溶融炉の件でございます。私も今の溶融炉がその発注仕様が公開された頃、それの 直前でございましょうか、平成11年12月当時の広域の環境福祉委員会、これの議事録を この溶融炉に関するところだけすべてチェックしてまいりました。一口で言うと、議会での 承認を受けたにもかかわらず、非常にその専門的な知識がないままに議論がされてまいりま した。

今でも、稼動して3年を迎えているにもかかわらず、やはりその状態は議会の中ではまだ続いております。まさに群盲像を撫でるといいますか、それぞれの受け取り方によってこのプラントが全く違ったものに評価されている。このままの議会と行政の認識であれば、やはり後の時代に何をやっていたのだと批判を受けかねない。

そういうこともございまして先ほどの質問にも挙げておきましたけれども、発注仕様と今のシステムとは、不具合は今のところないと。それから他の同規模、同性能の 同性能か

どうかわかりません。若干私の調べるところによりますと、うちの方の溶融炉も遜色がないと思っていますけれども それとの比較にしましても、建設コスト、ランニングコスト、その点でも遜色があると私は思っておりません。

そして故障の頻度であります。これは私どもの場合は直営でありますから、こまごまとした故障まで全部あげるわけでございます。全面委託であれば、メーカーは自分達で直せる範囲ではこの故障はあげてまいりません。当然であります。そういうことも加味をして今のプラントの評価を行うべきだと私は思っていますし、これを議会と行政の共通認識としてこれからの議論を展開していただきたい。そのための材料をここで確認をいただきたいと、こんなふうに思っております。再質問を終わります。

市 長 中沢議員の再質問にお答えいたします。

1 市は「ラ・ラ」再建に指導力を発揮せよ

取締役の再派遣であります。今ほど触れましたように設立当時、町が主導したといいますか、町もその中に加わって3億円の出資金を出して、そして一緒になって始まったわけであります。設立当時は当時の町長が社長を務めたということであります。

その後、事業団からの借り入れ等を起こす際に社長が交代をされて、その時の交代の理由というものは、例えば町長個人であっても、もし何かあったときは間違いなくそのあて職的に町長としていわゆる社長になったわけであります。そうなりますと万一の場合を考えれば、これは町に甚大な被害を及ぼすと。加えて例えば個人だという主張をしても、それは個人ではもう負担しきれない。そういうことの中から社長を交代してきたわけであります。

その代わりといっては失礼ですけれども、取締役を若干出してきたわけでありますが、先ほど触れたように取締役が出ることによって、町や市から取締役を出していくことによって、やはりどうしても行政に寄りかかる姿勢は出てくるわけであります。その辺をきちんと払拭していただきたいということと、逃げるわけではありませんけれども、過度の介入をしていわゆるヤケドを大きくしてしまう。これはいかにどなたから非難されようとも、私の立場ではこれ以上の踏み込みをして、後ほど大きな出来事になったという場合は、私が居ても居なくても市に甚大な被害を与えるわけですから、これはもう避けるのが当然ということであります。それで側面的に私どもは支援をしていこうと。

そういうことの中から、いわゆる船井総研さんですか、こういうものも入れて経営指導に 当たったり、そういう費用は市でもある程度出したりとか、そういう面での協力をしていこ うと。

それから今後Aコープが撤退をされて、新しい会社が出店して来ていただいたとした、これを前提といたしまして、ではまた市としてどういう援助、応援ができるのか。これも今それぞれ庁舎建設の問題とも絡みながら、こういうことが市としてはできないかとか、そういうことを今検討中であります。

ただ、新しい出店していただく部分がまだ確定しておりませんので、それが確定してからでないと、例えば駐車場の使用の問題についてもなかなかその前に進めない状況であります

ので。そういうことで市としての「ラ・ラ」への側面的な支援をしていきたい。けっして見捨てるとか、責任逃れをするとかという意味ではございません。

3億円の出資者としての責任というのは、当然これは道義的責任も含めてついてまわるわけですから。それ以上のまた責任を負うようなことを、今、私はやるべきでないということで、そういうことをしております。これはどう言われても、いくら失望されてもですね、傍聴していらっしゃる方がどうおっしゃるかわかりませんけれども、これは中沢議員からどう責められても、これ以上の役員派遣ということは一切いたしません。

情の通ったというのは、そういうことだと思うのです。やはり介護と同じで、かまい過ぎて順々と介護度が大きくなっていくのと、要は自立を促すために、その時は冷たいということであっても、将来的にはその人間にいいわけでありますから。そういうことだという、それが本当に情の通った市政だろうというふうに思っております。

役員の件につきましては、これも私どもの方から仕掛ける問題ではありません。取締役会の中でやはりその議論をしていただかないと、市から例えば社長をかえるとか、取締役をかえるとか、そういうことを申し上げられる、まあ立場としてはあるのかもわかりませんけれども、それはやはり過度の介入だというふうに理解している。

これはやはり先ほど触れました、第3セクターといえども立派な株式会社、法人格を持っておりますので、その取締役の皆さんの中できちんとした議論をしていただく。そして例えば啓蒙的な部分が非常にいいのだと、市としてもこれについてこれに協力しろということであれば、それは各皆さんと相談しながらいい方向に進めていけるということです。こちらから切り出すつもりはございません。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

溶融炉の件につきましては、今ほど議員がおっしゃったとおりだと思っているのです。ただ、ひとつだけ私がまだよくわからないのは、これを発注する際に、運転を全面委託をしなくてはならないというふうに理解をしてこの機械を発注したのか。委託はいらないということで発注したのか、という部分についてはちょっと掴めません。

しかし私が広域連合長になってから徐々にこう話を伺っていきますと、もう製造業者、請 負業者の方は、これはもう委託をしていくことが前提です、というようなおっしゃり方をし たんです。それは、俺は聞いてないぞと。引継ぎの中でも、全面委託なんてことは夢にも考 えませんということは言っていたのですけれども。ただ、こういう状況を見てきますと、全 面委託まではいきませんが、委託をせざるをえないような状況が出ているわけであります。 そこがちょっと私はまだ不可解といいますか、解明をしていない部分であります。

これ以上の詮索はいろいろしても無駄でありますので、一日も早くこういう議論、疑問があればいくらでも結構ですけれども、もう終止符を打って延命策を。いかに良好に運転をしてこの機械の寿命を1年でも長く持たせるかという方向に向けて、今度は議論を深めていきたい。そのためのまた施策も講じていきたいというふうに考えております。以上であります。

中沢俊一君 1 市は「ラ・ラ」再建に指導力を発揮せよ

「ラ・ラ」に対しての市長の姿勢はわかりました。私と考えが違う点は、これはいたし方ございませんし、そういう市長の深い読みがあるのであれば、私はそれでここでは引き下がります。しかしながらそれが長い目で見た場合、本当にいいかどうかということは、私についてはまだまだ理解ができない部分がございます。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

溶融炉の件でありますけれども、この運転の委託云々については、私は全く興味はございませんし、経過ですよね、それについてはございません。ただし、これからの部分委託につきましては、私はやはり溶融炉の全容がそれぞれわかるという、そういうチームの派遣を要望いたします。 1 人の人間、 2 人の人間がすべてわかるわけではございませんから、全体を把握できるチームを派遣していただいて、こちらもそれについてやはり専門の人材を養成していくと。こうしていくことが私はいいのかなというふうに思っておりますが、この点についてひとつ見解をお聞かせください。

市 長 お答えいたします。

2 錯綜する"ゴミ溶融炉論議"に客観的見解示せ

溶融炉の件でありますが、トータル的に見れる人という部分は、来年度につきましてはそういうことではなくて、私どもの今の職員でも対応できる部分があるわけなのです。この部分を除いて専門的な目で見なければわからないという部分を、とにかく来年度はちょっと委託してみようと。それによってどの程度故障や償却が防げるのか、そういうことであります。例えばそれが2人とします。やってみてもとてもこれでは間に合わない、もう1人ぐらいどうしてもこの分野の委託が必要だということになれば、それをやっていかなければなりません。

その間に職員の養成でありますけれども、これは相当厳しいと思います。今現在、非常に高度な電気知識を有している職員が1人おりますけれども、臨時も含めてやはり一般の方でありますから非常に厳しいと。全面委託に踏み切るかどうかということも、いずれは考えなければならないことだと思っておりますが、職員の処遇の問題もありまして今すぐにはできませんけれども。この辺を1年委託していく中で、将来的に見極めていきたい、という考え方でありますのでご理解をいただきたいと思います。

議 長 質問順位5番、議席番号2番・今井久美君。

今井久美君 通告にしたがいまして一般質問を行います。非常に緊張した質問の後ですので、新人の私から見ればちょっと質問がしづらいところもあるのですけれども。早いもので、昨年のこの12月議会で、緊張して汗を拭き拭き一般質問をしました私も、皆さんからいろいろ支えられたり指導をいただいて、ようやく少し冷静に対応できるようになったかなと、こういうふうに思っております。

この1年間の議会の流れを見てきて、議会ごとに非常に膨大なお金がかかっているのだな というふうに思ってきました。議案の草案にかかわる職員、またそれを仕上げる管理職、執 行部、そして議決する我々議員。時間当たりにしたら一体いくらかかっているのだろうと、 そんなふうに考えてしまうわけであります。そんな貴重な時間でありますから、もし質問が 重複していましたら省略して進めていきたいとこう思っております。

マスコミによって自治体の不祥事、財政破綻のニュースが流れる時、議会のチェック機能が働いていないなどの批判も受ける中、議会の1人としてこの南魚沼市議会が十分議論され、後世に悔いの残らない議決をすることに努力してゆかなければならないと考えております。

そんな観点からも一般質問のあり方も含め、議会ももっと効率的な方法を検討していく必要があると、個人的には考えております。今後の自治法改正に伴う議会のあり方の中で議論があることと思っております。

1 地域完結型市政の実現に向け自主財源の確保について

さて、通告の質問の方です。実質公債費比率が県下一高いと報道があって、予算編成を前に一般質問も財政に関することが多く取り上げられております。国策もあったと思いますが、既に投資された借金は返していかなければなりません。市民の求める事業を予算化して執行していく。執行の中で節約できた金は、5万円でも10万円でも返済に回す。そしてそのことを評価していく必要があると思います。

市民サービスの要望は無限です。節約できた金を、また別な方に向けていたら借金は進みます。借金返済は進みません。昨年の12月議会で財政健全化計画が示され、私も一般質問で、こんな時こそ歳出削減の倍の力で歳入確保に努力するよう求めたところであります。

財政は厳しいが、この南魚沼市は近隣の自治体に比べ好材料が多くあります。アクセスの良いスキー場などの観光資源、また今のところ他の追従を許さない魚沼コシヒカリ。工業用水にいたっては、有り余るほど用意されています。十日町、魚沼、小千谷圏域から考えたら夢のような好材料であります。民間活力に行政が弾みをつけてやれば、自主財源の増収はもっと望めるのではないか。そして財政健全化をもっと早く達成できるのではないか、そう思われます。

そんな中、市長の施政方針で言われている地域完結型社会は、まさにタイムリーな方針であり、国、地方を上げてその実現に向かって進んでいます。もう地方分権の流れは止まりません。自分達のことは自分達でやっていく社会。市民サービスを提供する財源も、できるだけ多く市内から調達する。そしてその財源額によって行政として提供できる市民サービスが確定していく。職員を含む行政規模も市民サービスの量によって決まってくる。今のところまだまだ大きなウエイトを占める地方交付税も、2次的財源と考える必要がある時がもうすぐ来るような気がします。

地方分権、地域完結型社会の目指すところは、そう考える必要がありますし、そのように 考えて執行していかなければ、完結型社会は成り立ちません。財源確保という点から見れば、 地方分権が進み、権限、税源が移譲されてくれば、国、県からの交付税、補助金に頼る必要 がないし、また頼ることもできません。市内の産業育成を最大課題として取組まなければ財 源を確保できない。大きな政治判断が必要な時が、もう目の前に来ているような気がいたし ます。 そんな自主財源の確保、増収のため次の点について伺いますが、先ほどの種村議員さんの方とかなりダブルといいますか、重複して私もその答弁の中で了解をしている点があります。 産業振興についての市の独自策、また企業立地を含め市内の産業動向、企業立地推進員また それらの制度について。これらについては、私は先ほどの答弁でおおむね了解をいたしました。しかし市長の方が、今井のために答弁を用意してもらっていれば、また聞かせてもらいたいとこう思っております。ただ1点、部制移行に伴いまして担当課の増強は検討されているのか。この点については伺っておきたいと、こう思っております。

次に、政府は過去の高金利で借りた財政融資資金を、条件にあった債務返済の苦しい自治体に限って、繰り上げ償還時に利子分を免除することを、来年2007年から3か年の時限措置として実施する方針でありますが、わが市は対称になっていくのかどうか伺います。

自主財源を主財としている中であえてこのことを取り上げたのは、せっかく実質公債費比率県下ワースト1と報道してもらったのでありますから、このことを最大限生かして、今後の国、県との支援策交渉をしていってもらいたい。新潟県でどこがいちばん大変かといえば、南魚沼市であることは事実でありますし、最優先に支援を受ける権利があります。

今回の条件にも実質公債費比率が高いこと、市町村合併で行政を効率化したことなどが挙げられています。全国的に見たらまだまだ比率の高い市もありますし、日々専門に財政健全化に取組んでいる行政マンから見れば、そう単純でないことも推測できますが、県下いちばんとして交渉できるのは、他の自治体にはできないことであります。1日も早くその汚名を返上できるよう、行政、議会とも一致協力する必要があると考えております。

2 防災、国民保護について

次に防災、国民保護について伺います。先の3月議会で、防災計画と国民保護計画の連動性について質問をして、避難指示、救援対応について連動は必要との見解を得ておりますので、共通部分について伺います。質問の通告文をまとめていた朝、新聞でこの冬1月の豪雪による余川での死亡事故の記事が出ていました。

この冬の豪雪で、自分自身も今まで建設業者の1人として除雪をとらえていたことが、全く違った議員として助けを求めてくる市民に対して対応していくことに、戸惑いと反省が雪の消えた春先まで残っていました。民生委員さん、区長さんとの対応はあれで良かったのか、と今でも思っています。そんな中、要援護世帯について自分は知識がないことも自覚しました。それは昨年4月に施行された「個人情報保護法」が大きく影響していることも事実だと思います。

国のガイドラインによれば、災害時の一連の行動に支援を要する人と要援護者を位置づけています。まさに被害が市民に及ばんとしている時、そこが要援護世帯であるかどうかは、人道的に必要ないことであり、自分も今まで消防の立場から考えたこともありませんでした。この個人情報と要援護世帯については、佐藤議員の答弁の中にも触れていました。教育、福祉、医療など様々な分野で問題が発生している法律ですが、この冬の豪雪の中でこの「個人情報保護法」が支障となることがなかったか伺います。

さて、6 カ国協議が再開され、拉致を含めその行方が心配されるところでありますが、今年、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施のニュースが流れ、対岸の我々ももう何が起こっても不思議でない状況に置かれています。市長を始め行政トップも神経を尖らせたことと思いますが「放射線量調査」を含めこれらの情報について、入手またその対応はどうであったか、差し支えない範囲でお答えをいただければと思っております。

また、国はこれら緊急情報を携帯電話、テレビを自動起動させ警報受信させるシステムの開発を促進中であり、来年度は防災無線を備える自治体に人工衛星経由で一斉通報する「全国瞬時警報システム」を配備する方針であります。市の防災無線は対応可能であるのか。また市の財政負担も必要となってきますので検討していくのか伺います。

最後に、これら自然災害・有事に際し、市民の避難、誘導にかかわることが想定されます。 消防団について伺います。今議会初日に、来年度1団体制となる南魚沼市消防団に関する条 例改正が可決されたところでありますが、全国的に見て約200万人いた消防団員は90万人を割り込もうとしております。新潟県南魚沼市においても減少傾向は例外ではなく、団員のサラリーマン化も約70パーセントと上昇傾向にあり、出動に際し、団員個々の仕事との兼ね合いはますます厳しい状況となってきております。そんな中、より職場の理解が必要となってきております。年明けより入団促進キャンペーンが実施され、「消防団協力事業所認定制度」が導入されますが、市の対応を伺います。

市 長 今井議員の質問にお答えいたします。

1 地域完結型市政の実現に向け自主財源の確保について

1問目の中で、大変殊勝に答えなくてもいいという話でしたが、種村議員のところと若干違った部分がございますので、その点をちょっとお答え申し上げます。産業振興ビジョン作成この市の独自策は検討されているのか、というところでありますがこの中で、これは商工業、観光分野を検討しているわけでありますけれども、工業関係では、若者の雇用の場と外部の有能な人材の誘致を図るための「ニュービジネスの創出支援」それから「高速通信インフラ設備の推進」「外部資本導入による雇用の場の創出」これらを検討していこうということに、その中に織り込もうということであります。

それから工業団地の新規造成、これはそれこそ検討しておりますけれども非常にリスクがあるということで、当面はこのことは実行には移さない、ちょっと推移を見守りたいという思いであります。

企業立地を含めて、市内産業の規模拡大傾向はあるかということであります。これは市内 工業団地に進出した企業2社で増設計画がありますし、五十沢地域では1社ございます。そ れから市内の空き工場を活用している企業が、流通センターの建設計画。これらはまだ確定 ではありませんけれども、こういう計画、調整中でありますので、そういう動きがあるとい うことであります。

推進制度は申し上げたとおりでありますが、担当課の増強。これはいわゆる産業振興部の中の商工観光課ということになるわけでありまして、人材的には、今、増員まで考えている

ところでありませんけれども、いわゆる部長あるいは次長という部分を置いていくことになり、部長は必ず置くわけであります。そういう部門では相当の、いわゆるセールス的には強化になるだろうと思っております。

今までは、課長あとは助役、市長ときていたわけですが、その間に部長が1人入るということであります。この部長が、当然ですけれども商工観光ばかりやっているわけではありませんが、相当の戦力には成りうるだろうと。まだ、一般の係員の配置までは調整しておりませんので、また具体的なことは申し上げられませんけれども、それぞれ課の状況を聞きながら抜かりのない対応をしていくつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

繰上償還に伴う利子免除を検討しているということでありますが、これはおっしゃったとおりでありまして、総務省と財務省が協議に入ったということであります。内容は、従来補償金を支払わなければ、繰上償還が認められなかったものが、それを免除しようということであります。条件は貸付から15年以上経過している地方債、5パーセント以上の高金利債を対象、5か年の財政健全化計画、公営企業健全化計画の策定、抜本的な行革、経営改善が確実視という、これを条件にしているわけであります。

具体的な取扱計画はまだちょっと明確ではありませんので、私どもの市が確実に該当になるかどうかというのは明言できませんけれども、もし該当すればやはり前向きに取組んでいかなければならない。ただ、その起債の借換えと違いまして繰上償還は、一時的に非常に多額の財源を必要とするわけであります。この辺がどう対応すればこれができるのかということを、きちんと把握しながらやっていかなければなりません。

今言いましたように繰上償還できることは、非常にその利息軽減につながりますので得策でありますが、一時的な財源需要にどの程度対応できるかという部分が、若干懸念がありますのでこれらは今後の検討課題。しかし前向きに取組みたいということであります。

2 防災、国民保護について

国民保護関係であります。昨年の豪雪での災害対策本部で「個人情報保護法」による支障 はなかったかと。結果から申し上げますと、この観点から支障があったとは考えておりませんが。ただ、私どもは去年の対応は、結局空き家やその放置建物あるいは要援護世帯とか1 人暮らしとか、こういう部分については、行政区長やそういう皆さん方からの調査結果に基づいて対応していったわけであります。市で持っている個人情報に当たらない部分での活用を当然やったわけでありますけれども。

ただし、ここからが問題でありまして、この要援護世帯などの情報を、あらかじめ防災関係者、消防団等に提供して普段の巡視等に活用できれば、これはもっといいわけです。ここに個人情報保護法の問題があって、なかなか難しい部分があるということであります。

本来私どもが把握している情報を事前に、例えば地震が起きた際はこういうこと、雪害が起きることが想定されればこういう、そういうことを事前に防災関係者に提供しておければ、より早く対応ができるわけですけれどもそれがちょっとこの法に抵触する部分があって、ちょっと事前提供が難しい部分がありはしないかと。ここが隘路といえば隘路だろうというふ

うに、今のところこの災害関係では考えております。

現在の市の対応でありますけれども、該当者から同意を得られた場合のみ、普段から消防 署や担当の民生委員と情報を共有しております。ただ、同意方式でありますので、なかなか やはり進捗はしていないというところが現実でございます。

北朝鮮の核実験について、市内に設置された「放射線量調査」この情報の関係であります。これは可搬式監視装置を県としては9局ですか、今まであった9局に加えて南魚沼、新発田、三条、長岡、上越の各地域振興局の環境センターに臨時に設置して監視体制を強めたところであります。毎日午前10時と午後5時に県のホームページ上と情報機関を通じて情報提供を行いました。市では、さっそくその情報を得て市のホームページにその内容を掲載して、併せて県のホームページとリンクさせて市民の皆さんが情報入手できるようにしたところであります。

また市には連日消防庁、これは国民保護・防災部から県を通じて放射線量調査結果などの情報がFAX送信されましたけれども、いずれも今まで異常は認められておりません。10月10日の観測開始から10月24日までの15日間の観測結果について、異常値が検出されなかったために、国、県では10月25日以降は「特別な事情が生じた場合」のみ公表する体制に切りかわっております。今現在、10月25以降はこの件に関しての情報は入っておりませんので、特別の事情は発生していないというふうにご理解をいただきたいと思います。

3番目の「全国瞬時警報システム」であります。私どもは地震災害を受けて市で防災無線を、いちばん早くこれは対応しなければならないということで、同報系ではなくてやったわけであります。その当時も消防庁から、消防庁で用意した補助金をどうでも使えということで 私たちは合併補助金やそういうことで全部対応できるということだったのですけれども、どうしてもその補助金を使えということで使って、今の体制を整備したわけであります。

ところが今度はまた同じ消防庁から、この何ですか「全国瞬時警報システム」これを今度 はやらなければならない。そういうこれは、同報無線を使わなければなりませんので、私ど もの今の使っている手段と全く違うわけであります。ですから私どもはとても、今の市のも のは移動系防災行政無線ですね、対応ができません。

2年前に3億円だか5億円もかけて整備したものを、今度はまた全部同報系に切り換えろ、なんてそんなことはできるはずもありませんので、今現在そういう照会文書は来ておりますけれども、そういうことの対応はできませんということは伝えてあります。ただ、これは義務ではありませんけれども、防災対策上どういう方向になっていくのか、ちょっと見守っているところであります。

私どもと同じような状況の自治体も当然あるわけでありまして、 1 ~ 2 年前に整備したものを、またもうすぐ換えろとかこういうふうにしていけなんていうことは、とてもとても認められることではないと思います。けれども、また中央官庁の方で変な法律でも作られれば、これは法律に従わないというわけにはいきませんけれども、法律で縛ることではないと思う

のですが。私どもは今この同報系無線でなくても、市内のこの安全管理あるいは災害発生時の情報システムについては、万全を期せるというふうに思っておりますので、このことには今のところ取組むつもりはありませんが、状況としてどうなるかちょっとわからないというところが現実であります。

消防団員の減少の中での「消防団協力事業所制度」の市の対応であります。これはもう数字的には、今井議員おっしゃったとおりでありまして、わが市も昭和50年代は条例定数が3,000人を超えておりましたけれども、今ではご承知のように2,500人であります。その7割が被雇用者でありまして、大体私どもの市もほとんど同じ状況ですので、被雇用者が入団しやすくて、消防団員としての活動をしやすい環境を整備することは、やはりこれは私どもの方の重要課題だと思っております。

そこで、事業所の協力を通じてこの地域の防災体制が充実される「消防団協力事業所表示」 この制度を積極的に導入して地域防災力の充実を図っていきたいというふうに考えておりま すので、またよろしくお願いいたします。以上であります。

今井久美君 再質問をさせていただきます。

1 地域完結型市政の実現に向け自主財源の確保について

私のためにいろいろまた用意してもらった回答もいただきましたけれども、さっきのソフトも含めてという意見があった中で。私も津久野の方の自分の工業団地の人達の話を聞かせてもらっていても、仕事の分野が、製品が海外に流れる、海外に依存している企業もかなりあるというふうに聞いています。それが時間の流れなのだろうなというふうに思っています。

したがってこの南魚沼市はいい条件がいっぱいあるのですが、ここで工場が、ハードの部分が必要なことばかりではないというふうに思っています。そういう意味では、ここがそういう頭脳の産業になってくれればなというふうにも思っています。雇用の面では、ちょっと違う感覚になるかもしれませんけれども、また引き続き努力をお願いしたいと思います。

増員についてです。私も、今、担当課職員といろいろ話をさせてもらう機会がありますけれども、能力的には本当に優秀な方々だと思いますが、いずれにしても1人、2人ではこれから広いこの地域の中のこういった対応をやっていくのは、非常に厳しいのではないかというふうに思っています。

せっかく3町が寄って大きな市になって活力を生む、ある意味では市の営業マンみたいな感じだと思うのです。この市のいいところをどんどん訴えて、そういった優秀な会社から来ていただく。また、雇用を生み出すような企業から頑張っていく制度に、また、こっちの市の方も市長の考えをもってそれを訴えて企業誘致をしていくと。こういう点でさらに踏み込んで、もっと増員していってもらった方がいいように私は感じています。再度この辺について、もうちょっと踏み込んだ考え方があれば聞かせていただきたいと思います。

2 防災、国民保護について

防災、国民保護についてです。要援護についてですが、福祉の方とまた防災の方と、ぜひ この情報は共有できる範囲でやっていただいて、一朝有事に備えてもらいたいと。これを常 時、みんなが共通して持っている必要はもちろんないと思いますし、先ほど私が質問の中に 言ったように、目の前で何かが起ころうとしていればそれが要援護者である云々なんてこと は関係なく、みんなが助けなければならないと、こういうことだろうと思います。

その前段階としてそういう世帯が近くにある云々を、それに携わる方が前知識として理解している方がいいかどうかと、こういうことだろうと思います。先ほどの答弁の中でも、これからそのことを、共有化を研究していくというような答弁もありましたので、さらに弾みをつけていただきたいと、こういうふうに思っております。

全国の瞬時警報システムです。せっかく導入した防災無線が活用できないというのは、非常に残念なことではありますが、私はこういう電子的なことも非常に早く情報を得ることで必要だとは思っています。しかし、これが進められているという話を聞いた時に、ただこればかりに頼っていると、一朝有事それが機能しなかった時に、対応が遅れて市民の皆さんの処遇を、速く避難、退去する命令が出せないというようなことも大いにありうるだろうと。

今年だったでしょうか、県庁の中で議会中に停電が起こって、予備電源が機能しなかったとかいろいろなことがありました。いろいろそういう機械的なものがそれに頼っていてできないということになると、さらにまた問題も多く発生すると思います。これからの訓練やいるいろな中で、そういったものは抜きにしてでも、人的にも避難・訓練の伝達が早くできるということをまたやっていく必要があると思っています。

最後に消防団です。この前の10月22、23でしたでしょうか、丸一昼夜ちょっと火災が続いたことがありました。団員の皆さんにも非常に長時間にわたって拘束をするような状況でありました。消防団、団員も多くなって、2,500という数字で多くいますけれども、そういった意味で人命救助を含めまして、非常に長時間拘束される可能性が多いわけであります。今後も事業所、勤めている職場の理解がどうしても必要になってきますので、このことについて市からもさらに強力にまた援護していただきたいとこう思っております。以上、ちょっと部制云々のところで再度市長の答弁をお願いしたいと思っています。

市 長 再質問にお答えいたします。

1 地域完結型市政の実現に向け自主財源の確保について

部制移行に伴う担当課の増強の件であります。今ほど触れましたように、まだ具体的に人数を増やすとか、減らすとか、現状維持とかということはちょっとまだ申し上げられませんが、地方自治法の改正の中でいわゆる副市長制を設けて、そして市長権限を大幅に移譲していくということが法律として成立しているわけです。この前提はいわゆる首長が権限移譲を大幅に行うわけですから、もっとトータル的なことや、あるいは市や町のトップセールスをもっと一生懸命やれと、こういうことに結びつくわけであります。そういう面では私も副市長制の移行、あるいは部制の導入等によって、今まで庁舎内にいた時間帯を大幅に外部に活用できる環境が整うわけであります。当然でありますけれども、泉田知事ではありませんが、一生懸命トップセールスも行います。

そういうことの中でそれらを前提にしながら、それもさっき触れました部長あるいは次長

を置くということになりますと、その部分も相当活用できるわけであります。そういうこともちょっと検討しながら課員の配置については考えていきますので。支障のあるようにはしないということだけひとつご理解いただきたいと思います。

2 防災、国民保護について

保護法については先ほど申し上げたとおりでありまして、極力同意をいただいて事前に情報を共有できるようにしていきたい。それがやはり一朝有事の際には大きく生きるわけでありますので、そういう方向を目指しながらやっていきたいと思っております。

無線関係のことで、先ほどちょっと触れませんでしたが、FM雪国の割り込み放送をもう私どもはできるわけであります。今度はラジオ、これを本来、今はもう災害時にはそれこそ自動的にスイッチの入るラジオとか、そういうものがあるそうであります。そういう部分を各家庭に配備した方が、情報伝達は早いのではないかと。

この同報系はご存知だと思いますけれども、衛星を使うわけです。人がスイッチを入れたりなったりしなくていいわけです。サイレンが鳴ったり、拡声器で呼びかけたりであります。ここのいちばんの欠点は、三条でも露呈しておりますけれども、大雨の時は屋根に雨のあたる音で、その拡声器の音が全然聞こえないとか、そういう欠点はあるわけであります。各戸に1つずつとてもそのスピーカーマイクを付けるわけにいきませんし。やはりそういう欠点をどう補うかというのが、この同報系無線の方の一つの課題だと思います。サイレンや音声でやるわけですが、この徹底にちょっと疑問のある部分もあります。

ただ、国としてはまたそういう方向を打ち出しておりますので、100パーセントそれに 逆らっていけるものでもまたないかと、悩ましいところでありますが。何れにしても市民の 皆さん方の安全を守るために、やらなければならないことはやらなければならないわけです ので、そういう観点に立って検討させていただきたいと思っております。

消防団の件につきましては、もう今ほど触れたとおりであります。この「表示制度」も活用したり、あるいは協力団員といいますかそういうことの活用もまた視野に入れて充実させていきたいと思っております。よろしくお願いします。

今井久美君 終わります。

議 長 質問順位6番、議席番号9番・遠山 力君。

遠山 力君 自主防災組織の充実のために防災指導員制度を

それでは通告によりまして、防災指導員の設置についてお伺いいたします。現在、南魚沼市に自主防災組織はいくつありますか。その組織率はどのくらいですか。そしてそのうちそっくり行政区の役員で構成されているのはいくつぐらいありますか。自主防災組織は地域の安全・安心の要となる組織ですが、その育成と資質の向上のためにどのようなことをしていますか。自主防災組織の組織率の向上と、現在ある組織のさらなる充実のために、防災指導員制度を導入することについてどのようにお考えか伺います。制度といったってそんなに難いものではなく、地域に数人、防災の名人を育てるようにできないかということでございますので、ぜひ実現してもらいたいものであります。

今年の防災訓練の後ですが、ある区長様から「今年は何をすればいいかわかっていたから大変いい訓練ができた」ということを伺いました。その方は昨年、区の幹部として区長様と一緒に防災訓練や実際の防災の時の研究をなさった方でした。一方「書類の申し送りはあったけれども、夢中になってしたばっかりだった」という方もおいででした。

前者の場合はいつ災害が起きても区としてきちんと活動・対応ができると思われます。後者については防災訓練のための訓練というものになってしまって、実際の時、はたして組織として、地区の安全・安心の活動ができるかどうか少し疑問のところもあります。区長は1年交代が多くて、長くても2年ぐらい。そうすると地域防災について相当真剣な方でも、夢中で1年わかって2年といいますので、継続性に乏しく、防災組織としての地域力、地域防災力の向上は思ってはいてもなかなかできない状況であると推察されます。

このように市内の地域防災力に残念ながら地域ごとのばらつきがある以上、整備の遅れている地域、成長の遅い地域を後押しして、全体のレベルを上げることが行政の務めだと思っております。それには1年や2年では交代しない防災指導員というものを導入し、地域防災の柱になってもらうことが大変有効だと思われますがいかがでしょうか。

神奈川県の愛川町では、主に消防団のOBの方に防災指導員というものになってもらって、 年に数回教養とか訓練とかをして、そしてその方々で自主防災組織の質の向上、それから実際に何かあった時の指導的な立場をお願いしているそうでございます。

次に市の職員は自主防災に関してどのような位置づけなのでしょうか。それは本人と地域に任せているのだし、災害時の対応は事前に命令がしてあるのだ、ということでしょうか。 阪神大震災のとき、発生から6時間後、参集率は警察や消防は90パーセント以上だったのですが、神戸市役所が37パーセント、兵庫県庁にいたっては20パーセントだったそうです。とすると、殺到する電話に出るだけが精一杯で、積極的な情報収集とか情報の発信とか、そういうものはほとんどできなかったそうであります。そういう時市役所にも初期のうちに、ある人数は必要だということであります。

南魚沼市職員には震度階によって出動する範囲が決められています。しかし、家庭とか出 先などにいる場合、今のは震度4だとか、これだけ揺れれば震度5はいっているだろうとか、 そういうことはなかなか判断できかねるものであります。そして家族がもし大災害に巻き込 まれてしまったら、その手当てを最優先にしなければなりません。また、隣近所でそういう ようなことがあれば、それを横目に見ながら役所に登庁することはなかなか難しいかもしれ ません。

とは言っても何人かの職員は、何をさしおいても家のことは人に託してでも市役所に来なければならない立場の方もおいででしょう。地域の防災の要となって地元で活動すべきか、そうしたばかりに早く登庁できなくて、その後職場において気まずいことはないか。何をおいても登庁するというふうに決められた職員が、その職員の家庭のこと、いわば従後のことをどうやってフォローしてやるかなどを手当てした、職員の災害時活動指針が定められるべきと思いますがいかがでしょうか。

次に防災訓練です。先ほどの愛川町では、中央会場でやるかたちとそれから地域ごとにやる防災訓練、これを隔年で実施しています。地域ごとのときは町が示したいくつかの訓練種目の中から自分達で選んで、そしてやはり町が決めたある期間のうちに実施しています。自主防災組織自らが立案し実施しそして検証するものです。

わが南魚沼市においては、今現在同時にしているわけですけれども、私たちの方において も自主防災組織と消防団員、それから防災指導員、それから地元にいる市の職員の方。そう いうものが中心になって、このようなかたちで地域の防災訓練ができるようになれば、防災 対応力・地域防災力が格段に上昇するのではないかと考えられます。いかがでしょうか。

このような自主防災組織育成とそれから防災訓練の関係だけでも、担当者は相当のエネルギーと時間を必要とします。災害がなければ仕事がないからといって、総務課の職員が忙しい時だけ防災事務をしている場合、自助・共助・公助といわれる共助の部分を膨らませる、大きく広げていくことはなかなか難しいのではないかと考えられます。

市の組織の中には、四六時中防災に頭を使っている消防本部があります。ここに防災事務 一切を任せたら、円滑に効率よくいくのではないかと思いましたが、全庁舎を挙げて対応し なければならないような大災害の時、各課、今度できる部とかそういうものを、防災計画に 基づいて有機的に機能的に動かすには、やはりこの本庁舎に本丸がなければならないのでは ないかとも考えられます。

それでは、消防本部から堪能な人を総務課に出向させて、防災事務一切をとらせることはできないかお伺いします。兼務だった総務課の職員も本来の総務課の仕事ができます。365日運用している消防本部から事務員が来ていれば、防災行政の実も上がることと考えられますがいかがでしょうか。

防災指導員制がうまく機能すれば、自主防災組織の活性化を促し組織率も向上し、区長様の悩みも解消し、地域の連帯も強化され、まさにいいことずくめだと思います。指導員の養成、研修に手間は掛かります。が、なるべくお金をかけないで汗をいっぱいかいて、市民の皆様が安心でき、全国から自主防災に関する視察が来るような町にしていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。以上であります。

市 長 自主防災組織の充実のために防災指導員制度を

遠山議員の質問にお答えいたします。自主防災組織の充実のためのということでありまして、その具体的な中で自主防災組織はいくつあるか、行政区役員と重なっているのは、というご質問でございます。今までの防災訓練の参加状況を見たりしておりますと、すべての行政区において何らかの訓練を行っておりまして、全行政区が自主防災組織として機能しているというふうに、今、とらえているところであります。全行政区。

ただし、行政区によっては規約を定めて活動している、これが40行政区。独自の避難所のみ指定しているものが130行政区などで、この体制にはちょっと差があるようであります。役員については、ほぼすべての行政区において区の役員が自主防災組織の人員と重なっている、区の役員が自主防災組織の役員になっているというふうに大体認識をしているとこ

ろであります。

資質向上のためにどのようなことをしているかというところであります。行政区長会の際に自主防災組織活動の参考として「行政区の防災マニュアル」を提示して、自主防災組織の取り組みを依頼しておりますし、また防災訓練への参加の呼びかけ、そして防災意識の啓発これらに努めているというところであります。

3番の自主防災組織の充実のための防災指導員制度の導入についてであります。遠山議員 もご承知だと思いますが、6月18日六日町地区を会場にいたしまして、日本防災士会新潟 県支部の設立総会が開催されました。私も出席してまいりました。

これは防災士の資格を取得した方々が地域の防災力向上のために、自ら研さんを積むとともに防災活動に加わることを目的に設立されたものでありまして、市内に支部会員登録者が12名、これは12月現在で居ります。このうち6名の方が県の防災コーディネーターとして登録しておりまして、県内各市町村で実施する防災に関する研修会等に派遣されて活動をしているという状況であります。

今後はこの防災士会と連携しながら、消防団の皆さん方とも話しをしましたが、これが屋上屋を重ねるものではないということでありますので、防災士会と連携しながら防災士の方々による自主防災組織の指導協力をお願いしたいと考えております。

ご質問の防災士の指導員制度、これが議員のおっしゃるには、ごく専門でなくてもちょっとかじっていればいいのだ、というようなことでありますが、独自の指導員制度ということになりますとちょっと対応が無理かなと思っておりますので、この防災士の皆さん方からのご協力を仰ぎながら、自主防災組織の何ていいますか資質向上に努めていきたいというふうに考えております。

防災士の皆さん方も、とにかく市に全面的に協力しますからどうぞ我々を使ってください、 という申し出も受けております。まず、この皆さん方の活用なんていうと失礼ですね、この 皆さん方からご協力をいただいて、自主防災組織の資質向上、そして組織力強化にあたって いきたいというふうに考えております。

市の職員の立場であります。一般的に災害時には、市の職員はすべてその勤務地に参集するということになっておりますが、非常時で、職員の例えば自宅が倒壊をして家族が下敷きになっているとか、すぐ隣の人が助けを求めているとか、こういう場合はもう全く例外であります。まず、そちらの人命救助をしていただかなければならないわけです。

大災害・大惨事を考えますと、その阪神・淡路のように37から20パーセントですか、こういう率になりかねない事もあるわけであります。それらは想定しなければなりませんけれども、私を含めて幹部職員は何事があろうともとにかくこの庁舎に駆けつけていただいて、陣頭指揮を執らなければなりませんし、それぞれの皆さんと情報共有をしたり連携をしたりして、防災ではなくて今度は救助活動の方に当たらなければならないわけです。

ただ、市の職員についての、今ほどおっしゃっていただいた制度的なことはまだ全く手を つけておりませんので、今、そういうご提案もいただきましたので、ちょっと防災担当課、 総務課でありますけれども中心に検討に入ってみたいと思います。ただ、それをそういうふうにやった方がいいのかどうなのかということについては、ちょっとまだ私が言明できませんけれども、一考に価するものだと思っております。

非常に悩ましいところでありまして、ではどの程度なら来なくていいのか、どの程度なら来なければならないというのは、いちいちこれはもう示すところではありませんので、その時その時の状況に応じて、市の職員がきちんとした判断をしていただくと。そういう訓練もまたやっていかなければなりませんけれども、そんなことだと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

自主防災組織を主役とした防災訓練を行うことについての考え方であります。これは3月 議会で今井議員にお答えいたしましたように、防災訓練というものは市と地域住民、消防団、 この関係機関が連携して訓練を実施する。これによって地域の防災予防に万全を期するとい うこれが目的であります。したがいまして、それぞれの災害を想定した総合的な訓練を行っ ているわけであります。

合併前からそれぞれの町でもそれぞれの地域を持ち回りでやってきておりまして、昨年新市で初めての防災訓練を行い、今年は2回目でありましたけれども、その訓練実施にあたりましては、防災技術の向上、体制の強化、災害のやはり怖さ、防災の大切さを再認識していただくという目標を掲げて、訓練の効果が最大限に発揮されるように努めてきたところであります。が、防災の今までのこういう訓練に加えて、自主防災組織のための訓練も防災士の皆さん方とも相談しながら、訓練の必要性も感じておりますので具体的な検討に入りたいと思っております。

最後の消防職員を本庁に出向させてということであります。広域連合が解散して消防も市の組織の一角になったわけでありますので、今まで以上に連携していかなければならないと思っております。消防職員を本庁に出向させるか、あるいは市の一般職を消防所の方に出向させるか、これらができないことではありませんね、市の職員でありますのでどちらにしてもできるわけでありますが。

ただ、消防組織は、最初の佐藤議員のところでお答えしましたように、広域化また再広域 化ですね、そういう動きもあります。やはり消防職員をその防災担当として本庁に置くより は、本庁の職員が消防の方に入ってその連携を密にしていくということの方がいいのかもわ かりません。ただ、これは広域化との関連もありますので若干時間を要しますけれども。

糸魚川市では消防本部に防災担当部署を置いているようであります。今のところ、私ども も若干提言はありましたが、防災担当は現在の総務課ということで、来年度の組織機構も固 めてあります。これをまたきちんと有効に活用できるようにしていかなければなりません。 消防との連携は今まで以上に密にしていかなければならないと思います。その具体策は消防 の広域化の問題が決着してからというふうに、ひとつお考えいただければありがたいと思い ます。以上であります。

遠山 力君 自主防災組織の充実のために防災指導員制度を

きちんとお答えいただきまして、それでほぼ私が言っていることはあれなのですけれども、1つだけ。最初、市長のお答えの中で規約を決めてきちんとしている所が40で、避難所を決めている程度が130ということでありまして、その130くらいの所をどのようにレベルアップをするかというのが、今日の私の質問の一番のところなのです。

それについては防災士が12人いるから。そのうち6人は県のコーディネーターということは、県の補助を貰って講習に行くと県のコーディネーターになるのですよね。そういうものがあり講習を一生懸命やっていまして、防災士の方は知識もあるしすばらしい方ですのでいいのです。けれども、なにせ1人養成するのに相当お金が掛かりますので、ご本人が相当の意識がないとできないということであります。

そうしますと私が申し上げたのは、私たちよりほんのちょっと知識がある人で自主防災について研修を受けて、今の130の集落の方よりも少し知識があってやる気がある方を各集落に育てあげれば、そうするともっと全体を押し上げることができないか、という観点なのです。そこのところでもう一言お願いしたいのですが。

市 長 自主防災組織の充実のために防災指導員制度を

再質問にお答えいたします。消防団員になる人すら非常に少なくなっている現状で、永続的にその地域地域の防災士的な役割、指導員的な役割を果たす人材が見つかるかどうかというのが、先に心配で頭に浮かびます。遠山議員さんのように消防を経験していらっしゃるようなそういう皆さんが、自発的に「俺がやります」という皆さんが出てきてくれると、これは非常にありがたいのですけれども。

そういうことも含めて、今、いわゆる避難所のみを指定している程度の防災組織というのが大半であります。区長会あるいはそれぞれの機会を通じて、また区長さん方とも相談をしなければ、なかなか個々に対応はちょっと無理でありますので。そういう方向としてどうだと、より具体的に話を出しながら、行政区の皆さんと相談していきたいと思っております。それ以上がちょっとまだ踏み込める段階ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

遠山 力君 終わります。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

(午後2時48分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後3時13分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位7番、議席番号4番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 傍聴の皆様には長時間にわたり大変ご苦労さまでございます。また、午前中に種村議員からもお話がありましたが、昨年とは逆に本当に雪不足が大変心配されております。このままの天気予報でいいますと、正月も営業がなかなかできない状態になるのではないかと懸念されるわけです。そういった時には、市として迅速な対応をよろしくお願いいたします。それでは通告にしたがいまして2点について質問させていただきます。

1 通学路の安全確保について

まず、1番目としましては通学路の安全確保についてでございます。今、子どもたちを取り巻く環境につきましては、新聞やテレビの報道などで性犯罪の問題、また通学中の事故などを含め度々報道されております。わが市でも他人事ではないのが、今の現状ではないかと考えます。そこでまず1つめとしまして、通学バスの運行路線についてお伺いいたします。現在の路線の中で国道17号線を利用している地域が多くあるわけですが、冬期間は特に両側が雪の壁となりまして道幅も狭く、場所によりましては乗り降りのスペースもなく、横断にいたっては信号機のない所もたくさんあります。見ていても事故がないのが不思議なくらい危険であります。

私たちの地域では、先日中学校と利用者とで協議し、国道を横断しなくてもいいように、上り線のバスは一番湯沢寄りの方から生徒を先に降ろして、リターンして下り線で降ろすということで、一応は横断しなくても良いように手配いただきました。しかし、国道17号線で乗り降りすることには変わりございません。当市は冬になりますと他県より多くの観光客が訪れます。中には雪道の運転が初めての方も多く、時々雪の壁に突っ込んだ車も見受けられる現状です。私は、いつかはこういった車がスリップして、子どもたちを巻き込む事故が起きるのではと心配でなりません。そういったことが起こる前に、ぜひ冬期間だけでも17号線以外の路線に変更していただき、市民の安心・安全を守っていただきたいと考えます。

2点目といたしまして、通学路の街灯、防犯灯についてであります。昨年12月の定例議会におきまして、私は市内には防犯灯のない危険な通学路があるので、ぜひ増設していただきたいという質問の中で、最も危険な所から順次改善していくと答弁されました。1年経ったわけですが、今年度改善した所はあるのか、まずお伺いいたします。

また、市民より一部の防犯灯の撤去を行っていると聞きましたが、本当なのかお伺いいた します。また、そうであれば今後何灯の撤去を予定しているのか、また撤去の理由をお伺い いたします。

2 定住人口の増加を

2点目といたしまして、定住人口の増加を、ということで、関東のベッドタウンにということです。当市におきましても、働く職場の確保のために企業誘致には大変苦労しておるわけですが、思ったほど進まない現状であると思います。このままでは若者たちは、関東方面で職場を見つけそのまま定住する人が段々増え続け、わが市もどんどん人口が減り高齢者を支える若者が少なくなり、大変厳しい状態となります。

そこで少しでも働ける年代の人が南魚沼市に定住するために、当市を関東のベッドタウンとできないかということです。現在関東で働いている方のほとんどの方は、ラッシュアワーの中で1時間以上かけて通勤しているのが現状です。我々の地域では車社会でございますので通勤ラッシュの大変さはわかりませんが、結構大変なことだと聞いております。そのことを考えますと、新幹線で浦佐から東京まで1時間半、大宮まで1時間強で行けます。また湯沢駅からですと、またさらに15分くらい短縮されます。それも楽々座って通勤できます。

また、住まいがこちらでしたら自然環境は抜群でありますし、できれば浦佐あたりに分譲 地を設けそれを分譲し、またマンションがいい方は、後楽園や石打にある空きマンションな どを利用する手もあります。

ただ、そのことでネックになるのは新幹線の代金でございます。3か月定期の場合1か月 14万円ほど掛かります。この点をある程度緩和できれば可能かと思います。実際、私たち の地区の方で東京まで通勤しておる方もおります。

自然に囲まれ伸び伸びした生活を南魚沼市で送り、仕事は給料が2~3割高い関東で、という方はいると思います。ぜひ、定住人口の増加を目指すための1つの案ですが、このことについて市長の意見をお伺いいたします。以上、増上からの質問を終わります。

市 長 高橋議員の質問にお答えいたします。

1 通学路の安全確保について

1番目の通学路の安全確保の中での、バスの運行路線と通学路の街灯については、後ほど 教育長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

2 定住人口の増加を

2番目のこの定住人口の増加、関東のベッドタウン化ということであります。ご承知かと 思いますが、昨年実施をされました国勢調査によります市の人口は6万3,329人でありま して、5年前に比較いたしまして2,163人減少したところであります。今後もこの減少傾 向は続くものだろうというふうに予測をしております。

ご提案の関東のベッドタウン化であります。 1990年代まではやはり首都圏周辺では人口増加が進んでおりましたけれども、ここ数年都心回帰の傾向が強い。東京周辺でも郊外への人口移動は相当減少しているということでありますし、新規の住宅開発もほとんど進んでいないという状況であります。

2003年の東京都の通勤時間に関する意識調査では、回答者の80パーセント以上が通勤に要する時間、受忍限度は1時間以内という調査結果も出ているところであります。今の通勤圏が、要はやはり面的に徐々に縮小していくという傾向にあるというふうに、こういう調査からは推測されるわけであります。これからまだ進みます少子高齢化の進行、それから総人口の減少、再開発による都市機能の中心部再集積の状況これらも含めますと、90年代のように郊外に分散をしていくということがちょっと予測しがたい状況であります。

この定住人口の増加に関する施策になりますと、やはり自然動態では少子化対策・子育て支援、これをきちんと進めていくことが最良。自然増加ではですね、自然動態では。今、市で行っております結婚や出産関連の事業、そして乳幼児・妊産婦医療の助成、これらを実施し、あるいは保育料の減免とか学童保育の充実とか。こういうことを通じて自然動態で若干でも人口増になっていけるような事業をやっておりますけれども、すぐに効果が上がるということではありませんので、継続して実施をしていかなければならないと。市の大きなその施策の柱として、今後も少子化対策・子育て支援を実行していく予定であります。

もう 1 つおっしゃっていただきましたように、社会動態の増加促進につきますと、やはり

雇用の場の創出あるいは生活環境の向上、これらがあるところでありまして、こういうことがきちんと進みますとUターン・Iターンの増加が図れるのだろうというふうに考えております。

そこで、今、市では先ほど種村議員等のご質問にもありましたように、地場産業あるいは 市内での創業、起業の 起業というのは起こす起業の方ですけれども この促進ととも にやはり企業誘致を進めているところであります。若干触れておりますが、200人規模の 雇用を要する、今、企業の進出について具体的な詰めに入ったところであります。これは製 造業ではございませんで、非常に若い女性の皆さんを含めた方々を対象にした企業でありま す。

こういうことに力を注いで、地域完結型に結びつくわけであります。やはりこの地できちんとした職が得られるという方向を確立していかないと、なかなか人口増加には結びついていかないものだというふうに思っております。

先ほど触れました交流人口も含めてですけれども、少子化対策や子育て支援、そして企業 誘致、あるいは地元の皆さんからのまた起こす業の方、これらを地道に進めていくというこ とで将来の定住人口増に繋がっていくものだと。

医療関係も含めて同じであります。基幹病院の建設に併せて県とも連携しながら、その周辺をメディカルタウンといいますかそういうかたちにもって行って。これは若い人が、という意味ではございませんけれども、定住人口の増加に結びつけていきたいというふうに考えております。

やはり時代が変わりまして、今、ここに住んであそこに働きに行くということではなくて、 ここに住んでもうそこで働ける、そういう方向を目指さなければ、なかなか定住人口の増加 には結びつかないというふうに考えております。ベッドタウン化的な方向は、あまり何てい いますか目指さない方が、私どもはいいのではないかという気がしておりますが、いかがで しょうか。

ちなみに、浦佐に県がウッドタウンというのを造成いたしまして売り出しておりますけれども、これはやはり半分ぐらいですか。非常に位置的にもいい所なのですね、駅までほんの数分、そういう部分でありますから。しかし、やはりなかなか完売に向けての方向が見えてきませんので、そういうことも含めますと、やはり住んで、働く所は例えば首都圏だ、というようなかたちの人口増加を目指す方向ではなくなったというような感じがいたしております。そんなことを申し上げまして答弁に代えさせていただきます。

それでは1番、2番の方は教育長に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 1 通学路の安全確保について

高橋議員の質問にお答えをいたします。まず、1点目のバスの運行路線であります。お話にありましたように、冬期間の通学路を変更するということについては、これは学校と協議する中で対応してまいりたいと思っております。

ただ、一方でお尋ねにはなかったかもしれませんけれども、昨今、通学途上でのいろいろ

な事故、犯罪というふうなことが大きく報道されますものですから、市民の皆さんからは、こっちにもバスを回してくれとこういう要望がいろいろ来ております。けれども、なかなかその要望に応えきれていないという実情もございます。そのことは、特にお尋ねがなかったと思いますので、ここではこれ以上申し上げません。

それから通学路の街灯の件であります。ここでは私どもの場合は、防犯灯という位置づけ で答弁させていただきたいと思います。私どもの南魚市におきましては、防犯灯の設置及び 維持管理を行政区がやっていただいた場合に、電気料については市が負担するというふうな ことでやってまいりました。

この防犯灯について申し上げますと、18年中に新規に設置されました防犯灯が22基。 それから旧大和町、旧塩沢町で既に街路灯があったものでありまして、このうち市で防犯灯 として認定したと。つまり電気料を市が負担するようにしたというものが、50灯。併せて 72灯ということでございます。

ただ、これも設置された所はよろしいわけでありますけれども、集落と集落の間になるような所、どちらの行政区においても設置していただけない、そういう比較的長距離、長い区間にわたって街路灯がないという所もまだまだあるというのが実情であります。この辺につきましては、行政区の皆さんとも相談しながら、早期に設置ができるかどうか努めてまいりたいなと、こんなふうに思ったところであります。(「撤去について」の声あり)失礼いたしました。撤去された防犯灯というのはない、というふうに私は思っております。特に、防犯灯を撤去したという話は聞いておりません。

高橋郁夫君 1 通学路の安全確保について

まず、バスの運行路線についてですが、ぜひご検討いただきたいと思っております。また、通学路の街灯についてです。実は私の方の石打の方の地区でそういったことを伺ったもので、ほかにもあるのかどうなのかあれなのですけれども。 1 7号線沿いの 2 ~ 3 軒ある所の街灯が撤去されたということなのです。東北電力さんが来て、市から言われているからしょうがないのだということで、撤去したということなのですが。

ただ、区長さんの方にも連絡もなく、相談もなく撤去というのは、ちょっとなかなかいかがなものかなと私は思ったもので質問させていただいたのですが。実質、その防犯灯などを設置するにあったては、各行政区で本当に何回も当時、町時代に足を運びお願いして、やっと1灯、1灯付けていっているわけですから。せめて、やはり行政区長には相談があって然るべきかなということで質問をさせていただきました。

また、ほかの新設されたり、市が今度は賄うということでもって72基ですか、市が賄うということで大変結構なことだと思っております。

2 定住人口の増加を

あと2番目の定住人口の増加についてです。子育て支援を進めているということです。子育て支援、確かにそれも重要だと思いますが、私は少子高齢化の問題というのは子どもがいないから大変なのではなくて、働いて高齢者を支える方がいないから将来が不安だというこ

とだと私は思っております。そういった点では子どもが生まれていても、例えば職業がなくて大学卒業した後、東京あたりにもう行くしかないといったことでもってどんどん出て行けば、せっかく子どもを育てても、実質支える人がいなくなれば本当に問題なわけです。

そういった点で働いている方を、なんとかこちらの方に来る方策はないかということで、 提案申し上げたのですが。そういった点も含めまして、今後定住人口の増加を目指して、い るいろな意見や提案を、やはり市民やまた職員から募集し、そしてそれが可能かどうか精査 し、良い案件であれば取り入れて今後も少子高齢化対策を図っていただきたいと思っており ます。以上でございます。

市 長 1 通学路の安全確保について

防犯灯といいますか街灯の撤去につきまして、まだ全く担当課の方も把握しておりませんので、どういう状況であったのか。調べてはみますけれども石打地区ですか。(「はい。ただほかの所も何かあるような言い方で取り外していったということです」の声あり)はい、ちょっと調査をして後ほどご連絡申し上げます。

2 定住人口の増加を

後段の件でありますけれども、確かにそういうことであります。ただ、やはりお子さんが 生まれて子どもが増えても、今おっしゃったように働き場所がなくてどんどんと出て行けば、 これは全く元の木阿弥でありますから。住んでやはり働ける地域でそのことが完結できる社 会を築き上げるために、これからのその重要な課題は、いわゆる働く場の確保ということで あります。そのことに向けては誘致も含め、あるいは市内の皆さん方からの起業も含め、こ れらで対応していくほかにはありませんのでそういうことで対応していきたいということで あります。

ただ、ここが非常に気に入っていただいて、ここに住んで通うという皆さん方がいらっしゃるのであれば、これはもう大歓迎でありますので。それを全く放棄しているということではございませんけれども、複合的にやっていかなければならない問題だというふうに感じております。

高橋郁夫君 終わります。

議 長 質問順位8番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 それでは通告によって2点ほど質問させていただきます。

1 財政健全化と本庁舎構想

財政健全化と本庁舎構想であります。このことについては、9月議会でも同じような質問 事項で市長と議論をしたわけでありますけれども、今回の12月所信表明でも、やはり19 年度から本庁舎方式に移行したいという考えを、改めて示されたわけであります。

私は9月議会の時に、合併協議での分庁方式の確認をしっかりされていたというような言い方をしたわけですが、市長はその時に、分庁舎方式の確認は六日町と大和の2町では確認はしたが、塩沢との協議では緩やかになったと、こういう答弁をされたのです。ちょっと私はその点については、振り返ってみれば塩沢との合併は大和・六日町の合併協議に沿って合

併をするということであったから、そこに緩やかになったというのについてはいささか承服 をしかねるわけであります。

さらにこの議論の時に、大和地区は基幹病院ができるのだと。塩沢地区は今泉博物館周辺を活用したいと。六日町はひとつ本庁舎でも大きくして、バランスある地域づくりをしたいと、こういう答弁をしているわけであります。これちょっと私は違うと思うのです。基幹病院ができるから庁舎は小さくていいとか、そういうこととはちょっと議論が違うのではないかということで、これは実は2~3日前に9月議会のテープをよく返しまして確認をしてきたわけであります。これはちょっと私は、市民に対しての説得力に欠けるなと思っております。

今回は市民感情もさることながら それも大事でありますけれども 財政の現状と市 民サービス優先の立場で、市長の本庁舎構想への考えが財政面からして可能かどうかという ことで伺いたいわけであります。

そこで合併説明会で、皆さんご承知のように、なかなか財政的に大変だから合併して10年間の財政試算を示しながら、つまり簡単に言えば10年で借金を減らして貯金を増やすのだと。そういうことだからぜひ合併をさせていただきたいと。こういうことが1つ大きな合併説明会の理由でもあったわけであります。

そういった中でそういった試算はあるわけでありますけれども、合併後1年あるいは2年を経過した現在、いろいろな議論の中で財政状況にかなり合併の説明会と差異が生じている、違いが出てきていると思うのです。去年の6月議会に、私も財政運営についてということで市長と議論したわけであります。当時市長も三位一体改革、あるいは災害などなどで前提条件が違ってきてはいるが、何とかこの10年間で財政基盤を確立したいと。こういう決意も述べて、私はその時そうだということで思っていたわけでありますけれども、まず1番目は合併説明会での財政試算と現状での差異が生じているという認識はいかがか。

それから、19年度予算編成にあたって今日も前段で話が出ておりましたが、財政健全化2年目の達成率。これも今年は76.9ということはご承知のとおりでありますけれども、これが果たして2年目はどのくらいのところまで。さっきも話はちょっと出ておりましたけれども、財政健全化については市のホームページでも親切に出ているわけでありますが、6項目の目標を掲げてやっておるようであります。できますれば、その6項目の19年度の目標達成率をお示しいただきたいわけであります。

いろいろ出ておりますように、実質公債費比率23.5、23.4ですね、に関わる公債費負担適正化計画との関連この辺をちょっと、5年間の健全化計画ももちろん優先しながら、加えて公債費負担適正化計画というものを立てながら、それも市長答弁にあるわけでありますけれども。この辺の関わりについてをお願いしたいと思うわけであります。

次に本庁舎関連整備費の総額ということです。まず、総額を出すためには具体的な積み上げが必要なわけであります。ここに示してあるように現本庁舎、本庁舎の整備検討委員会での説明の時も今の本庁舎もやるのならばかなり水回りが傷んでいるから、これも直さなけれ

ばかなりかかりそうだ、という話があったわけですから、そういうことを含めて本庁舎としての内部改装費。

保健センターの、これも同じように整備・改築費です。改装・改築というのはちょっと私 も専門家ではありませんが、いずれにしましてもそういうこと。

それから農協の用地取得面積及び取得額。さらに建物の取得額及びそこを本庁とするということになると、それなりの改築が必要だと思うのです。

それから出ておりますようにさらに不足の所は庁舎を作りたいのだと。こういうことを今まで言っておったわけですから、どういった庁舎を作りなさるのか。さらに加えて整備費・ 建築費です。庁舎の分、あるいはさらにここに不足する駐車場の面積と整備費。これもお金がかかるわけでありますから。

それから、大和・塩沢庁舎は話によれば、21年から15人から20人ぐらいになるのだと、こういう言い方をしているわけでありますけれども、これもただ職員が引き上げただけというわけにはいかない。そこも何がしかのいわゆる模様替えといいますか改装費がいると思うのです。

この辺を積み上げて総額は一体いくらかかるのか。ここには通告があるようでないわけでありますけれども、先般の補正予算の審議で、既に本庁舎の部長制のための電算システムなり、事務機器の整備費も予算が出ておるようであります。これはなかなか現本庁舎あるいは保健センターとかそういうことではなくて、今ここにあるのを本庁舎として作りなさるという場合に、トータル的にそういう事務機器類といいますか、この辺がいくらぐらいかかるか。これは別のかたちででも結構でありますので、お示しをいただきたいと思うわけであります。

9月議会に私はこういう各大和・塩沢の庁舎に関わることだから、地域審議会に諮るべきではないかと、こういう提案をしました。市長はその時、考えようによってはそうだと。考えようによっては地域審議会に諮るのも一つだが、私は地域審議会に諮るべきでないと思うと言ったのです。いろいろその「ない」という理由の中で、六日町はないのだと。地域審議会はないのだから、だからそれは馴染まないと、こういう言い方をした。これも旧3つの地域で、例えば1地域にしか審議会がないのであればそれもひとつの理由でありますけれど、3つの地域で2つの地域にあって、しかもそれがたまたまこの今の本庁舎構想に直接的に影響が出る中で、それは馴染まないと。

市長いわく、そのために3地区からの公募での市民なり議会で構成する庁舎整備計画検討 委員会、これに諮問をして答申をいただいているから問題はないと、こういうふうに答えて いるのでありますけれども。

私は、この本庁舎構想の事の重要性からいって、確かに2回開かれたが、1回目はよくわからないからとにかく資料を出してもらわなければ何とも言いようがないと。2回目に出た資料で確かに答申しました。しましたが、私はやはりここに通告してあるようにちょっとこの 私は地域審議会がいいわけでありますけれども 計画検討委員会に対してのこの諮問の姿勢にもやや弱い面があると。

今、全国的にタウンミーティングなるもののいろいろ議論があるわけでありますけれども、 諮問したからそれでいいのだということについては、かなり私は疑義があるというふうに思っておるわけであります。

さらにここに通告してありますように、私は、十分に使える大和庁舎・塩沢庁舎を空ける ということは、見方によってはこれはお金をかけた施設ですから税金の無駄使いになるのか な、というふうに思うわけですけれども、市長の認識はいかがでございましょう。

私は、この本庁舎構想そのものは否定をしないし、ひとつのことのいろいろ決めていく面ではそういう方法はいいわけでありますが。どういう答弁が返ってくるかわかりませんが、 当面はこの財政状況からすれば、今の本庁舎と保健センターを何とか金をかけないで直して 本庁舎としながら、まず財政の健全化と併せて何とかなるのであれば、やはり市民サービス、 こっちを優先するという考えが良いと思うが、市長は嫌だと。こういうことであります。

2 ネット・ハイウェー化を

つぎにネット・ハイウェー化であります。これはちょっとわかりづらいわけでありますけれども。実は大和時代にある時、国際大学の学生さんから、大和町の現状あるいは大和町の将来をどう思うというようなことでいろいろ話を聞く機会がありました。これはおそらく何かの大会の時にそういうことがあったわけですけれど。学生いわく、大和町は新幹線の駅も停まったし高速道路もできたし、今度はインターネット・ハイウェーを建設してはどうですかと。これはおそらく10年ぐらい前だと思うのですが、そういう話があってその時はあまりぴんとこなかったわけですけれども。ようやく最近その意味が何となくわかりかけてきて、ここに市長に所見を伺うわけであります。

そこで、市長も行政報告で都市間の連携を推進するということでの姉妹都市懇談会、あるいは親善交流会、さらに友好度都市の市民祭りイベント等で、市のPRなり観光PR、あるいは特産品の販売、あるいは冬期の誘客活動などなどを行っている。その中でも行政所信表明の中であるわけですけれど、施設利用特別優待業務協定ですか、こういうことをやられるということで、これそのものは私も評価をしている1人でありますけれども。

特にここにあるように、今後、若い世代、特にこれからインターネット人口がかなり増加するであろうとそういうことを考えた時に、これは私が付けた名前ですからなかなかわかりづらいわけですが、インターネット交流。これを当時の国際大学の学生が言うには、インターネット建設のハイウェー化ということを言ったわけでありますが。この辺を推進しながら例えばインターネット市民、ネット市民制度等を創設して、市のホームページを活用しながら、市の独自の、例えばここにあるように健康大和ぴあ情報なり宿泊情報、あるいはイベント情報、特産情報等々を市をPRしながら。

先ほど来、定住人口の議論もあるわけでありますけれども、ネットを通じた交流、あるいは誘客、あるいはさらにそれが定住対策というようなことに取り組んではどうかということで、市長にも所見を伺うわけであります。全国的にもこれらしき制度を始めている自治体もあるようでありますので、これは市長の所見をまず伺ってからということで、1回目の質問

を終わります。

市 長 和田議員の質問にお答えいたします。

1 財政健全化と本庁舎構想

1点目の財政健全化と本庁舎構想の中での、10年間の財政試算と合併3年を迎え財政状況の差異。その前段で9月、6月議会のことであったでしょうか。お話がありましたが、ちょっと誤解をされているようでありますけれども。地域、地域でどういうことを考えているのだということの中で、大和地域は基幹病院建設をはじめとして医療、そして教育、福祉、今日の答弁にもお答えしてありますように、そういうことを発展させていく地域。

塩沢地域は今泉博物館の活用も含めて、それとあとはスポーツ施設をここに集約化していく方向でどうだろうかと。六日町はここに本庁舎を置いて、そういう意味での活性化につなげていきたい。いわゆる市の顔たる部分になっていくというそういうことを申し上げたわけでありまして、それだからどうだこうだという意味で申し上げたわけではありません。それが庁舎建設に結びつくということではなくて、そういう方向の中から考えてきたのがこの本庁舎方式であります。

そして、合併時のことについても触れておりますけれども、確かに大和・塩沢・六日町合併の時には分庁舎方式で当面の間は、という。ただし、将来的に庁舎の建設が必要になる時は、またその時点で考えますということを付け加えてあるわけであります。 2 町合併のまま進みますと、当然でありますけれどもしばらくの間は、庁舎統合といいますかそういうことについては、そう必要を感じない部分があったわけでありますが、塩沢町との合併によりまして、これを早急にやらなければ合併の最大の効果であります行政のスリム化、人件費削減については実行ができないと。

そういう意味の中から本庁舎方式に1日も早く切りかえていきたいと。しかも最少の費用で最大の効果を上げるべくこの庁舎を利用して、足らざる部分を増築させていただいてその方向にしていきたいと。新しい庁舎をどこかに建てるという方向は全く考えないと、こういうことを申し上げてきたわけであります。

さて、この10年間の財政試算と合併3年につきましては、おっしゃいまいたように、合併説明会の財政シミュレーション、これは当然ですけれども広域連合あるいは広域水道企業団、これは塩沢との合併が破綻してから考えなかったわけでありますけれども。特にこの広域連合については含んでいなかったわけであります。しかもまたもう1つは実質公債費比率、こういう概念も全くなかったわけであります。そういう時に作成をしたシミュレーションであります。したがいまして当然、当時と今では差異が生じているということであります。そこで再シミュレーションをやらなければならないということですので、今の段階でいつまでにということは申し上げられませんけれども、なるべく早い機会にシミュレーションをして、また皆さん方に公表していかなければならないということだと思っております。

2番目の健全化2年目の達成率の考え、という部分であります。これも前の方に触れましたけれども、18年度の財政健全化計画の積み残しは率にして現在のところ23.1パーセン

トであります。会計閉鎖をしてみてどうなるかちょっとわかりませんけれども、そういうことです。

これを19年度に上乗せをしてやっていきたいと。現在、予算要求が出揃ったところでありまして、ヒアリングの段階でありますのでまだどのような達成率になるかということはここで申し上げられませんが。そして19年度予算案の提案時にご報告申し上げますけれども、100パーセント、ここの部分で23.1を上積みして19年度中で100パーセントというのは非常に厳しい状況ではあります。厳しい状況ではありますけれども、やはり極力この数値に近づけるように、今、努力をして作業を進めている最中であります。

それから公債費の負担適正化計画。これはやはり県の指導、指示等もありまして作成いたしまして、この23.4を10年後には18パーセントになるようにと。これも先般申し上げましたように、こういう目標設定が指導され、また私どもの方でその資料を作成して、県の方も了承していただいたというところであります。

両計画とも、健全化が当然趣旨でありますので、財政健全化は5年間、公債費負担の適正 化は10年ということになっておりますので、これを今後の財政運営の指針として着実に実 行していく努力をしていくということであります。

本庁舎関連整備費の総額ということであります。今、現庁舎につきまして耐震調査を実施 しております。その結果が出てから補強工事に併せて水回り、空調施設、これらの改修を含 めた設計委託を予定しているところでありまして、まだその設計委託がなされておりません ので、整備費の部分については今のところわかりません。

それから保健センターの整備、改築費。保健センターを事務室か会議室か、あるいは一部 書類保管庫かという、利用目的もまだ100パーセント決定しておりませんので、改築費の 検討がまだできていないところであります。

JA用地取得面積と取得額、建物取得額云々であります。この用地取得については現在協議中でありまして、倉庫敷地部分についてはJAは売却をすると。それから支店ビル本体とそこの敷地は売却しないという方向であります。その土地の売却面積といいますか、私どもが買い受けようと思っている面積は、約2,300平方メートルであります。今の倉庫敷地、それからこちらの元Aコープの事務所があったあの部分が、約2,300平方メートル。

この中でJAが駐車場、支店としてまだ使っている部分を残すわけですので、駐車場用地をこの部分に求めるかどうかということはまだわかっていない。私どもは、それは全部売ってもらいたいということを言っておりますけれども、ここはまだ協議中であります。

それから倉庫についてJAは、私どもはJAから解体をして更地で売ってもらいたいということを、今言っているわけでありますが、JAとしますと倉庫をそのまま売って、市の方で解体してくれと。こういう今交渉中でありまして、当然でありますけれどそうなりますと解体費については、買収金額から減額をしていくという方向になるわけです。これもまだ決着がついたというところではございません。

18年産米が、今、JAの倉庫に入っているわけであります。これが19年、来年の秋に

一応空になりますので、19年12月頃に売買契約を予定しているところであります。19年度中に私どもは不動産鑑定を入れて価格交渉に入りたいと思っておりますし、支所ビルは2階、3階を当面借りて、庁舎のスペース 会議室にするか、あるいは書類庫にするかは別でありますけれども、そういうスペース に利用していきたいと思っております。1階は、JAさんはあそこに金融の支店があります。それはそのまま利用したいということでありますので、1階は借りないで2階、3階を借り受けてやろうということであります。ですので、議員、ご質問にお答えができなくてすみませんけれども、総額とかそういうことは、まだもう少しつかめない状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

不足分の庁舎建設構想とこの建設費であります。庁舎整備計画検討委員会には、別館工事費として、面積的に単純に計算したわけです。今いる職員のほかに、大体職員が何人入ってくるかというここから割り出しまして、面積的に1,850平方メートルぐらい。これを単純的に計算しますと約11億円という提案をいたしておりましたが、私も含めてそうでありましたし、また委員会の皆さん方も保健センター・JAビルの施設の利用、そういうことを十分やって増築面積を極力押さえる、こういう付帯意見もついたわけであります。

当然ですけれども、市もその付帯意見をきちんと尊重しながら、増築面積を固めていきたいと考えておりますので、まだ、どの部屋をどういうふうに使って何人収容できるという部分を今、はじき出している最中であります。増築面積がどうなるという部分が、もう少しでありますが、算定されませんのでなかなかお答えにならないということであります。

不足部分の新たな駐車場面積と整備費。今、庁舎整備計画検討委員会には、現在の駐車区画数262台に、本庁舎方式をした場合は181台分の駐車場面積が必要になるということで提示をしてあります。これの算定根拠は、隣接地、今申し上げましたJAの南側、これは畑もありますね、これらの買収。それから大和・塩沢支所からバスの通勤、あるいは市民会館駐車場の拡大とか、あるいはちょっと先ほど触れました「ラ・ラ」の所の駐車場の利用が可能かどうか。これらも含めて検討を加えるということにしておりますので、まだここもきちんとした数値は出ておりませんが、いずれにしても市民の皆さん方が利用するに際して今のような状況では困るわけであります。ですので、その辺も検討に加えながら、きちんと駐車場不足に至らないように。いよいよ至るようであれば立体式の駐車場も考えなければならないという思いで、今、検討を進めているところであります。

大和・塩沢庁舎の模様替えや改装費。これは当然ですけれども、集積した場合は空きスペースが出ます。民間に貸し出す もう今、塩沢庁舎では具体的に一応話を進めております。相当部分の面積を使用していただく企業の話が来ておりますので、そういうふうに活用したり、あるいは子育て支援や福祉センター的な活用についても検討していかなければならないということだと思っております。それこそまだこれも利用計画がきちんとか確定したということではございませんので、この改装費の積算はしておりません。

大和庁舎についても同じでありまして、これからいわゆる空きスペース部分の活用については、準公的な団体の事務所とかそういうことも含め、あるいは民間部分も含めて、どうい

う皆さん方からお出でいただくか。これも含めて検討を始めたところであります。全くまだ 雲をつかむような話という部分もちょっとありますので、そういう具体的なことがまだ出て おりません。

4番の庁舎整備計画検討委員会に対し諮問する姿勢が弱いのではないかという、この中に絡めまして、地域審議会にこの庁舎問題を諮るべきだというご意見。私はそうでないという意見。そこに意見の相違があったわけでありますけれども、これにつきましては地域審議会に諮問する案件とは性格が違うという私の考え方であります。和田議員はそうでなくて、そうだろうという考え方であります。

この考え方の相違を埋めるのはちょっと容易ではありませんけれども、ひとつお考えいただきたいのは、地域審議会の主な使命・任務は、結局塩沢地域審議会は塩沢地域のことをまず考えていただきたい。大和は大和地域のことをきちんと考えてもらう、こういうことであります。

この庁舎問題というのはそれぞれ関連もありますけれどもトータル的でありますから、地域審議会の皆さんにお諮りするのではなくて、議会の皆さんも含めた市民全体の中の代表者にやはり諮問していくことの方が正当性があるだろう、という私の判断でありましたので。それは判断が間違っておればまた別でありますけれども、そういうふうにひとつ和田議員からもご理解いただければと思っております。

庁舎整備計画検討委員会につきましては、分庁舎方式から本庁舎方式に変更する。本庁舎は現六日町庁舎。不足する庁舎面積は本庁舎付近に別館を増築。そして駐車場用地としてJA倉庫跡地の取得。そして大和・塩沢庁舎は総合窓口業務を行うという基本方針を検討委員会に諮問したところであります。将来の南魚沼市を左右する重要な事項でありまして、委員の皆さんからはそれぞれ慎重な真剣な審議をいただいた。それで方針は原案どおりご了承いただいたところでありますが、周辺の空き施設の活用、あるいは増築面積は極力少なく、ということの付帯意見がついたのは先ほど申し上げたとおりであります。

庁舎問題につきまして、これから今度は、今ほど具体的なご説明ができなかった建設計画ができますと、再度委員会に諮問する予定になっておりますので、諮問する姿勢が弱いということには当たらないのだろうというふうに思っております。これは受けとめ方の相違でありますので、そう議論しても始まらないことだと思っております。

大和・塩沢庁舎を空かすことは税金の無駄遣い。これは全く逆の考え方でありまして、今の分庁舎方式でずっと続けた場合の行政効率というのは非常に悪いわけであります。人員削減も進みません。そのことが返って税金の無駄遣いだという私は認識でありまして、本庁舎方式を選択したということであります。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから、当面は現庁舎と保健センターとして、財政健全化と市民サービスを優先すべきということ。市民サービスは当然行っていかなければなりませんし、分庁舎方式の方が無駄があるということに基づいてのこの計画であります。 1 日も早くこの行政体制を築いて、無駄を省いて、税金の無駄遣いをしないようにしていくのが私の務めだと思っております。

健全化計画の見地から見ましても、これはどう考えても本庁舎方式が分庁舎方式より優る というふうに認識をしておりますので、こういう方向をとらせていただいたわけであります。 ご理解をいただきたいと思っております。

2 ネット・ハイウェー化を

ネット・ハイウェー化の問題であります。これは今のこの現在の社会、少子高齢化、国際化、 そういう社会の対応については有効な手段の1つでありますし、市民生活の利便性の向上、 地域経済の活性化、これはこのためにも極めて重要だというふうに認識はしております。

現在市のホームページによりまして、電子パンフレット・観光テレビ・観光景観ライブカメラによって情報発信を行っているというところであります。観光についてはもう、要は訪れていただかなければこの効果は出ないわけでありますので、インターネットやまた携帯電話を利用しての情報発信、これらによって観光客をきちんと誘致していかなければならないと思っております。

提言いただきました「ネット市民」の制度につきましては、こういう観光分野のみならず、 市政に対してのあらゆる意見等が市内外から寄せられる。そういう利点もございますので、 関係する部署、これは商工観光とか企画情報とかそれぞれ関係する部署がありますのでこれ を連携して、まず研究をしてみたいというところであります。以上でありますがよろしくお 願いいたします。

和田英夫君 1 財政健全化と本庁舎構想

合併説明会の財政試算、財政シミュレーションですが、確かに広域連合なりなるものその 当時は想定していなかったが、市民に説明の時は ここにあるのですよ 特例債を10 0パーセントあるいは50パーセント、そういう仮定をしながらそうすることで10年間の うちはやや黒字が出ると。それを資金に積み立てて10年後に交付税が減った時に対応しよ うと。こういうことで当時の町民、住民に説明をしてきておるのです。

しかし、それは前提条件がくるってきたということはわかるが、それが基本になって、10年後にもさらに大きな借金で次の世代に財政を渡してはならない、ということから始まっているわけですからその辺の認識をひとつ同じにしていただきながら。

そこで市のホームページに財政健全化の前段に、財政非常事態だと言っている。そのとおりなのです、財政非常事態。加えて、後に実質公債費比率が出てくるわけであります。こういう中で、しかも市長、大きな本庁舎構想で既に議会で部制の条例を流しながら、あるいは明日か明後日、全員協議会でずり始めながら、問題はこの非常事態という財政状況の中で19年度はどんな健全化の対策を立てているのか。これからだというのですよ、でも出ない。それで今度は庁舎整備の、現本庁舎、保健センター、JAも、かなり11億円ぐらいだろうと言いながら、それもわからないで、これが何で財政非常事態宣言なんて片一方で言いながら、片一方では。

井口市長はそういうことはないと思うが、かつて昔、私どものような百姓はどんぶり勘定 というやり方。これはあまりいいことではありませんが、百姓はともすると、どんぶり勘定 的なことをやってきました。まあ今、南魚沼市はそういうことはないと思いますが、11億円ぐらいであとはそれはわからないと。出ないがやりたいと。どれだけお金がかかるかわからないし、あるいはそれがどういうかたちになるかわからない。あるいは19年度予算もまだ健全化も組めない、だけれどもやりたいと。これは本当に財政が困っている時の首長の市長のやり方ですかね。

一歩譲って、地域審議会ではなくて、市長は庁舎建設の計画検討委員会でやるからと、それはそれで例えばひとつの方法ですからいいですよ。そこでこの検討委員会は設置要綱、所掌事務の中には、もちろん庁舎の位置及び整備方法はあるのだと。次の2番目に、その他市庁舎の整備計画に関して必要な事項、これからだと言っているのです。ところが9月1日にこの答申書は出ているのです。その2~3日前に、これはこの間の財政セミナーで聞いたのですけれども、8月29日に県内市町村の実質公債費比率の速報値を公表したのです。それが新聞報道で出て、後に私どもの耳に入ってきたのです。

こういう、だから財政状況の認識をある面ではしないところだが、しかし金がないから本 庁舎はなるべく金をかけるなというような答申は、それは間違っていないのですけれども、 さらにより以上に厳しい財政状況ということがここに出てきたのです。私はそういう面では、 もう時が既に遅いようですけれども、やはりその時点で、皆さんちょっとまた我々が考えて いたよりも厳しい数字が出てきたと。そういう面ではやはり庁舎整備検討委員会に速やかに 諮るという、こういう姿勢が私はあっていいと思うのです。

市長は、大和・塩沢庁舎を空かすのは税金の無駄だというのは逆だと言うのです。そうすれば伺いますが、市長の言う本庁舎方式は最少の費用で最大の効果という、一体これの財政効果は。来年、再来年は変則的だが21年から本格的と言っている、ここに300人ぐらい寄せて、あと他は15人から20人でという。この財政効果はもちろん数十億円だか数百億円だか、これは出る勘定ですね。そうしないと話が合わない、言葉だけそう言っても。空かすのは逆の発想だというのは、それだったらその効果がどれくらいの財政効果を見ているのか。

それで市長は9月議会でこの議論の中で、これはテープにのっているからそのとおりだと 私は言うわけです。本庁舎方式では例えば間違いがあったり批判があれば直すと。そうならないようにがんばりたいがと、こういう発言も私の質疑ではしているわけです。そういう気持ちは、それは私は評価しますが、この財政難に金をかけてやってみたがやはりだめだったから直す、そういうことであってはならないということで、私は先ほど言ったように、今の財政力でできる本庁舎を最小限に直し、あるいは保健センターを直しぐらいのところで本庁舎をやりながら、しばらくは財政状況を見ながら塩沢・大和の施設を利用しながら、本庁舎はこれでいいのですよ。いいが、できる範囲のことをして、新たに別の所に庁舎を増築とかというようなことを考えないで、私はやるべきだということで、通告にもそういうふうに書いてあるわけであります。

いずれにしても、相対的に11億円ということは言ったがどれがどうだかわからないし、

では財政課長、先ほど言った部長制、本庁制にしての電算システムですか。これは今の概算 1 1 億円の中に入っているのか。いやしくも来年度から部長制にやろうということで大きな 狼煙を上げているのが、今現在本庁舎の金もわからない、保健センターもどこも全くわから ないと。こんなことで私ども議会が、よくわからないけれども市長がそう言うのだからよか ろうと、いうことは私は言わないと思うのです。

もっと私は、市長の9月のあの意気込みから見れば、かなりこの本庁、保健センター、あるいはJA、あるいは駐車場、これがきちんと財政的な試算ができて、だからやれるのだと。 こういうことを言うかと思ったら、それはまだわからない、これもわからない、だけどやりたいと。

ところが片一方ではまた後で出てくるわけでありますけれども、非常に健全化と併せて公 債費負担適正化という中でのたががはめられている。よくわからないけれども本庁舎方式に 議会の皆さんご理解を、と言われてもこれはちょっと問題があると思うのです。いくらかか る、しかし財政的にこうだ、だからやらせてくれと。これだったらいいのです。

そういう面では非常にこの財政的ないわゆる裏付けのないままで進むということについては、市長がそういうものか、スタッフ事務局が準備できないのかわかりませんが、ちょっと事を急ぎすぎる。したがって私が先ほど言ったように、それは6年後、10年後、10年経たないうちがいいわけですけれども、じっくりと財政的な裏付けを取りながらやるべきだということを言っているのです。塩沢・大和も使えるものがあるのだから。

2 ネット・ハイウェー化を

それからネット・ハイウェイについては、市長も重要であるという見解を示し、担当課で検討するということですからいいわけですけれど。それで市長、こちらを見てください。例えば皆さんご承知のとおりあるソフトバンクの中で、例えばうまいお米とか、うまいお酒というと全部出てくるのですね、ここにあるのです。うまいお米の中をずっと見たら中魚沼の方のものが出てきましたけれど、今、それを非常にうまく活用する。だから私どもも管外視察などに行ってくると、お宅はお米がおいしいとか、お酒がおいしいとか。だから日本全国大勢の皆さんから、うまいお米といったらパッと南魚沼市が出るようなシステム、これはできるのですやる気があれば。ぜひ、ひとつそういうことで検討してもらいたいわけであります。

市長でもいいし観光課長でも結構ですが、私も、今、市がやっている観光映像サイト、これなかなかすばらしいものだと。市長はよくやっていると、その辺は私はそういうことは評価するのです。これも今泉博物館を訪問すると、あなたは何千何百人目のお客さんだと出るのです。だから私は、今、この市の観光テレビ、これを開けて見ると温泉、スキー場とかグルメとかアウトドアとかいろいろなメニューがあるのです。ここぐらいには、やはりそこを開けたらあなたは10万人目のお客様とか、これをすることでネット人口の意向がわかるのです。ネットを使ってかなりやはりグルメが関心があるとか、例えばお米とかお酒とかあるのだなとか。こういうことを統計でつかみながら。

やはりネットというものはこれは聞くところによると、18世紀、19世紀の西ヨーロッパの産業革命に匹敵する大変革だというふうに言われているのですが、これを活用しない手はないわけでありますのでぜひ。これは担当課長がそういうものはやっていると言えばわかりますけれども、市長でも結構でありますが。

1 財政健全化と本庁舎構想

そういったことでこのネット・ハイウェー化もそうですが、本庁舎についてちょっと市長、 こんなに準備のないなかでやられては、私はなかなか承服できない。その本庁舎の財政効果 をもちろんつかんでいたら教えていただきたいです。

市 長 再質問にお答えいたします。

1 財政健全化と本庁舎構想

1点目の19年度の予算、いわゆる19年度の財政健全化計画に基づく、これも全然できていないではないかと。できていなくなんかなくてですね、先ほどから申し上げておりますように、5年間の計画を組んだわけです。そして18年度にはこれだけ削減したい、19年度にしたいという、こういう数値をちゃんと挙げてあります。これはご覧いただいているわけですね。18年度については、このうち今のところまだ23.1パーセントが未達成ですと。それを19年度の予算の中で消化をしていきたいと。その今、予算編成の作業中だということでありますから、何も全く和田さんにご指摘を受けるようなことではないと。計画に基づいてやっているわけです。そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。(「俺がわからないのにそっちでわかったなんて言うな」の声あり)わからなければ何度でも説明申し上げます。

それから庁舎の問題であります。まず、前段。この11億円という数値は、用地も含め、建設費も概算を含め11億円。この中でとにかく大体やれると。この1,850平米という部分を出してです。しかしながら、これに基づいて財政計画を立てたわけです。そして21年度には何とかこれがやれるだろうと。その計画に基づいて今やっているわけですけれども、当然ですが極力増築面積は抑えなければならない。諮問委員会の方からも当然そういうご意見が出ているわけです。今、それを調整中ということであります。

ですから具体的な数値については、今、皆さんにお知らせすることができません。数字は一度発表しますと一人歩きしますので、11億円がマキシムだと、そういうふうに考えていただきたい。そういうことです。そこでここからどの程度また減額していくか。しかしながら、11億円かかるという前提のもとに、今、財政計画を組んだわけですから、全く無計画でも何でもないのです。

JAの用地の買収につきましても、今ここで例えばこのくらいで予定しているなんてことを数値は申し上げられません。概算は大体近傍類似価格を見ればおおむね出ますよ。しかしながら、それで売買ができる状態ではありませんし、ちゃんとした不動産鑑定士を入れて、その中できちんとした交渉をしなければ。これは公金を使うわけでありますから、つかみ銭で買った、売った、なんてことはできないと。これはご承知でしょう。そういうことですか

ら、具体的な数値は申しわけございませんけれども、今、発表ができませんということです。 ご理解いただけますでしょうか。

この庁舎をいわゆる集積した場合の効果であります。人員が合併計画に基づきますと140何人だったか削減していけるのが。153人です。そういう計画を立てたわけです。しかもこれは10年の中でやっていこうということでありますが、この庁舎を統合することによってそれが3年も5年も早まるわけです。

そして来年度から団塊の世代の退職がどんどん進むわけです。これを今このまま手をこま ねいておりますと、大和庁舎にも塩沢庁舎にも全部補充しなければならない。その補充を極 力抑えるためにここに集中しようということでありますから、明白な財政効果であります。

職員が100人といいますと10億円を超える財政効果であります。これは永続的に続くわけです。一時的に投資してその金がどうとかという問題ではないのです。ところが、今のままいきますとどうしても補充しなければやっていけない仕事なのです。その補充を極力抑えるために今、早くやろうということですから、これ程の財政効果はないわけであります。

そして、ちょっと乱暴な言い方をしますと、それは大和庁舎・塩沢庁舎にも空は出ます。 これを使わないことは、別にこれからそこへお金がかかることではないのです。それ以前に やはり人間を縮小してその体制を整える、この方が税金の無駄遣いにはいちばん結びつかな いということであります。使わないことによってそこに金を投資しなければならないという ことであれば、これは違いますけれども投資は全くいらないわけでありますから。例えば使 わない部分が出ても。そういうふうにお考えできませんか。

ですから、1日も早くここに総合的に集積をして人件費を節約すると。これがもう合併の一番のまた目的でもありましたし、効果でもあるわけですから。そのことに1日も早く取り組ませていただきたい。議会の皆さん方にはそのことをずっとお願いしてきたわけであります。そして、具体的な数字はさっき申し上げましたように、出れば真っ先に報告をさせていただきますが、今、予断を与える段階での数値の発表は控えさせていただきたいと、こういうことであります。以上でありますが。

2 ネット・ハイウェー化を

ネットのことについては、具体的な細かい部分は担当の商工観光課長に答弁させますので よろしくお願いいたします。

商工観光課長 2 ネット・ハイウェー化を

今までの観光テレビにつきましては、大体風景であるとかイベントであるとか、そういう ものが四季に応じまして一応入れさせていただきました。そこで19年度に「食と健康」と いうパターンでもう1回入れなおししますので、先ほどご提案のありました魚沼コシ等々、 塩沢コシになるかもしれませんが、そういうものが中に入るということでご理解いただきた いと思います。

それから6月27日にこの観光テレビを配信したわけでございますが、11月からは今度 は携帯電話からもとれるということで、ちょっとここに私が詳しい数字を持っておりません が、かなりいろいろな所からのアクセスがあります。

ただ、年途中でございまして、先ほど言いましたが、どこからアクセスをしているとか、 それがまだ完璧でございません。私も全部資料を貰っていますが、もう少しそのアクセスを した地域が特定できるようなことも含めて、先ほどご提案のあったことについてはちょっと 研究をさせていただきます。以上です。

和田英夫君 1 財政健全化と本庁舎構想

市長は市長なりの考え方で、言わんとすることはわかるのですけれども。私どもはやはりいやしくも市民の代表でここに出てきている身として、この財政問題。厳しい財政状況で、本庁舎構想がとっととっとと進むが、19年度の予算 もちろんこれは3月議会ですけれども すくなくとも健全化計画でもってではどのくらいと言えば、市長は、いや今準備中だと言いますけれども。私どもは19年度予算の概要なり、あるいは本庁舎で11億円がどれくらい圧縮されるのかわかりませんけれどもこの辺を。いろいろ出ているように県下で一番の公債費比率だといわれて市民が心配している中で、「何か本庁舎に金をかけるらしいが」といわれた時に、「よくわからないけれども、今検討中でそうなるらしい」なんていうことは、私どもはやはり言われないわけです。

したがって私はここに総額ではなくて具体的な、現本庁舎、保健センターとか、そういうことでして、おおむねの予算はできているものとして、その中で財政的に大変だから、例えば当面は構想よりちょっと後退して、大和・塩沢を置きながらという、そういう議論ができるかと思って、実はここにやや詳しくといいますか質問したのです。

そう言えば、いや、できていない。とにかく本庁舎にやって最小の経費で最大の効果という、何か金科玉条のようなことを言いながらやっている。私はむしろ具体的な財政的な議論、財政が大変な中での議論をしたいと思って臨んだのですが、なかなかその資料が出てこないということになると、これ以上の議論ができません。時間も来ましたのでまた次の機会にひとつ。

数字がきちんと出てきた段階でまたひとつ議論したいと思います。いずれにしましても何とか市長も我慢して、財政の建て直しと市民サービス。本庁舎を作ったから我慢してくれではなく、そうではなくてひとつ若干その辺に幅を持たせた市政運営を望みながら、次の機会にまたやらせていただきます。何かありましたら。なければ結構です。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定をいたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。つぎの本会議は明日12月20日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時32分)